

第 8 号 議 案

平成 2 9 年 度 久 留 米 市 教 育 施 策 要 綱 に つ い て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

平 成 2 9 年 3 月 3 0 日

教 育 長 堤 正 則

提 案 理 由

平 成 2 9 年 度 に お け る 久 留 米 市 教 育 行 政 の 基 本 方 針 と な る 教
育 施 策 要 綱 を 定 め よ う と す る も の で あ る 。

議 案 資 料 別 冊

平成29年度久留米市教育施策要綱(案)について

1 教育施策要綱の趣旨

平成29年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

2 教育施策要綱の概要

項目	内容
はじめに	地教行法の改正に伴う総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付けについて記載した。
教育施策の重点課題と対応方針(p.1)	総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本目標を踏まえた施策を推進していくとし、平成29年度当初予算の基本方針を記載した。
教育行政の主要施策の展開	教育に関する大綱の基本方針をもとに各施策の項目を予算基本方針にて項目設定した。
<p><u>子どもの笑顔があふれるまち</u></p> <p>1 教育改革プランの推進</p> <p>2 学校教育環境等の整備</p> <p><u>心豊かな市民生活を創造するまち</u></p> <p>1 生涯学習・社会教育の推進</p> <p>2 歴史的資源の保護・活用</p> <p>3 スポーツの推進</p> <p>4 市民の自己学習の場としての図書館づくり</p> <p><u>人権が確立されたまち</u></p>	<p>大綱の基本方針を反映</p>
教育施策の重点事業	で記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について詳細に記載した。

平成29年度

久留米市教育施策要綱
(案)

久留米市教育委員会

はじめに ～久留米市教育行政の基本指針～

久留米市は、平成 12 年(2000 年)に 21 世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画 基本構想を定め、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の 3 つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めています。また、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示し、久留米市の都市づくりの基盤となるものとして、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とした久留米市新総合計画第 3 次基本計画を策定し、持続的発展へ向けた都市づくりに取り組んでいるところです。

また、平成 27 年 11 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき設置した、「総合教育会議」における協議を経て、「一人ひとりを大切に、未来を担う人づくり」を基本理念とし、学校教育、社会教育などの基本方針・基本目標を定めた教育に関する大綱を定め、教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を進めることとしています。

久留米市教育委員会では、この久留米市新総合計画第 3 次基本計画及び教育に関する大綱に掲げる基本理念と目指す都市の姿の実現に向けて、第 3 期久留米市教育改革プラン(市教育振興基本計画)をはじめとする教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を推進しています。

その基本方針として、まず、「子どもの笑顔があふれるまち」にあっては、子ども一人ひとりが未来に希望を持ち、豊かな個性と才能を発揮しながら努力することの素晴らしさの分かる人間に育つ環境づくりを進めます。

「心豊かな市民生活を創造するまち」にあっては、生涯を通じた学習活動の支援やスポーツに親しめるような環境づくり、多様な文化芸術活動の創造や活性化、歴史的資源の魅力開発・発信や未来への継承、子どもたちの郷土愛を育む教育の実施を進めます。

「人権が確立されたまち」にあっては、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に向けた都市づくり、男女共同参画社会の実現にむけた取組を進めます。特に、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進します。

なお、こうした今後の教育行政の推進に当たっては、教育委員会及び事務局の活性化を図るとともに、市長部局はもとより、福岡県教育委員会や関係機関・団体との密接な連携を図る必要があります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、教育におけるより具体的な施策方針である平成 29 年度久留米市教育施策要綱を定めました。この教育施策要綱に基づき、教育課題の解決に向けて、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ継続的な教育施策・事業の推進に取り組んでいきます。

平成 29 年 月

久留米市教育委員会

目 次

教育施策の重点課題と対応方針	1
教育行政の主要施策の展開	
子どもの笑顔があふれるまち	
1 教育改革プランの推進	2
2 学校教育環境等の整備	10
心豊かな市民生活を創造するまち	
1 生涯学習・社会教育の推進	11
2 歴史的資源の保護と活用	12
3 スポーツの推進	13
4 市民の自己学習の場としての図書館づくり	15
人権が確立されたまち	16
教育施策の重点事業	17
教育行政資料	

教育施策の重点課題と対応方針

1 総括的な考え方

平成29年度は、「教育に関する大綱」における久留米市の教育理念と基本目標を踏まえ、平成28年3月に策定した「第3期久留米市教育改革プラン」に掲げた重点事項の評価指標達成に向けて、教育施策・事業の着実な前進と教育の本旨である将来に向けた人づくりに取り組んでいく。

具体的には、学力等の重点課題への対応に向けて、これまで実施してきた取組を徹底していくとともに、学習習慣定着の取組を久留米版コミュニティ・スクール推進事業に位置づけ、放課後補充学習の推進を図るなど学校・家庭・地域が一体となり、学力の保障と向上に取り組む。

また、児童生徒一人ひとりを大切にす視点から、人権意識の確立や特別支援教育の充実に取り組むとともに、安心して学べる学級や楽しい学校生活を確保するために、不登校やいじめ問題への対策に加え、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制を強化する。

さらに、重点事業を支える施策である学校ICTの効果的な活用を推進する。

学校施設の整備・充実については、安全かつ快適な学校施設整備を目指し、国庫補助等を活用しながら、施設の長寿命化や老朽化した校舎等の増改築、トイレの改修及び空調機の整備等に取り組む。

加えて、米飯給食の週4回実施など学校給食の充実を図るとともに、その他の事業についても、学校・家庭・地域と協働しながら、より効率的かつ効果的な教育行政施策の推進に努める。

社会教育分野においては、平成29年度は、昨年度に開館した久留米シティプラザや新たなスタートを切った久留米市美術館においては、真価が問われる年であるとともに、(仮称)久留米スポーツセンター体育館の平成30年春供用開始に向けての本体工事最終年でもあり、市政の重要テーマである「文化芸術、スポーツを生かしたまちづくり」を推進していく上での重要な年となるため、これらの事業を着実に進めていく。

また、文化芸術が持つ創造の力を人づくりやまちづくりに活かし、市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことのできる都市を目指すため、文化芸術の振興や久留米市が持つ歴史文化を積極的に活用した事業を展開する。

あわせて、市民の生涯学習ニーズが高まっている中で、市民と協働しながら、生涯学習やスポーツ、図書館事業等の取組を進める。

これらの取組を進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めるとともに、子どもの貧困対策や青少年の健全育成等の視点到留意し、関係部局や様々な関係機関と緊密な連携を図りながら、協働した取組を進めていく。

教育行政の主要施策の展開

子どもの笑顔があふれるまち

1 教育改革プランの推進

第3期教育改革プランは、平成28年度からの4年間を計画期間としており、第1期及び第2期の教育改革プランにおける成果と課題を踏まえ、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」をプランの目標とし、目指す子どもの姿を「夢に向かって学ぶくめっ子」としている。

従来からの取組の「効果の持続と課題の解消」を図るため、わかる授業【学力の保障と向上】、たのしい学校【安心・安全な学校づくり】、久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】の3点から重点化を図り施策を推進していく。また、3つの重点を支える施策として学校ICT環境整備を進め、教材等の共有や研修の充実、校務の効率化を図っていく。

なお、事業の実施にあたっては、第3期教育改革プランの重点に沿った施策とその評価指標を設定し、その効果を検証していく。

第3期教育改革プランの施策と評価指標

重点		施策	評価指標
重点1 わかる授業	1	授業改善への支援	全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える
	2	外国語教育の推進	中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均を超える（英語教育実施状況調査結果）
	3	教師力向上への支援	授業がわかると答える児童生徒の割合や学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合が全国平均を超える
重点2 たのしい学校	1	不登校対応	不登校の出現率が全国を下回り、復帰率が県を上回ることを維持しつつ、さらなる改善を目指す
	2	いじめ問題対応	いじめの認知件数が全国を上回り、解消率が全国平均を超える
	3	学校生活充実への支援	学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合（再掲）や、自分にはよいところがあると答える児童生徒の割合が全国平均を超える
	4	学校安全への支援	日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数の減少（小学校）
重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進	1	学習習慣定着への支援	家庭等での学習時間の向上（1時間以上）
	2	地域学校協議会提言実働化への支援	地域学校協議会提言の達成率の向上

(1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

毎日の授業や校内研修の在り方等を見直し、子どもに基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができる子どもを育てる。

また、すべての小・中学校で行われている「くるめ学」の学習や外国語教育を充実させるとともに、ICTの活用を一層進め、学力の保障と向上に努める。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
小・中学校学力・生活実態調査事業 【重点事業1】	学校教育課	小・中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努める。	計 11,040 小:7,969 中:3,071
小学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業2】	学校教育課	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置して授業改善・補充学習・学習規律の確立にかかる支援を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行う。	60,601
中学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業3】	学校教育課	全中学校に非常勤講師を配置することで、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上のための企画・立案及び調整等を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行うとともに、中学生を対象とした無料の学習支援塾(くるめっ子塾)を設置する。	33,832
外国語指導助手活用事業 【重点事業4】	学校教育課 南筑高校 久留米商業高校	外国語(英語)教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を小・中・高等学校の授業において活用する。	計 62,809 小:15,241 中:39,192 高:8,376
小・中学校特別支援教育支援員活用事業 【重点事業5】	学校教育課	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で個別の支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員の配置を行う。	計 103,347 小:82,952 中:20,395
「くるめ学」子どもサミット事業 【重点事業6】	学校教育課	市内小・中学校で実施される「くるめ学」の学習成果を、各学校の児童生徒同士が発表し合う機会を設け、「くるめ学」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域の人々にも公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知する。	602
小学校英語教育充実事業 【重点事業7】	学校教育課	全小学校の3分の2程度の教員を対象に外国語活動の指導技術やALTとのTT、効果的な活動等について研修を行う。	5,155

中学校英語教育充 実事業 【重点事業8】	学校教育課	中学生を対象に3日間程度のキャンプを実施し、グループごとの活動やスピーチ等の活動を通して英語の運用能力の向上を図る。また、中学校3年生を対象に英語検定の検定料を全額負担し、原則全員の受検を行う。	10,910
教職員研修事業 【重点事業9】	教育センター	教育の専門家としての「確かな力量」「強い情熱」「人間力」を身につけた教職員を養成するために、教職員のライフステージや喫緊の教育課題に対応した研修計画を策定し、久留米市ならではの充実した研修を実施する。	13,663
小・中・特別支援学 校図書活動の推進	教職員課	小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置する。	計 96,581 小：68,947 中：25,481 特支：2,153
学校事務支援事業	教職員課	小・中・特別支援学校に事務補助職員を配置することにより、学校事務の支援を行う。	計 95,237 小：61,894 中：31,959 特支：1,384
教育課題研究事業	教育センター	本市の教育課題を解決するため、調査研究に取り組み、市主催研修を通して、その成果を普及する。	1,072
教育活動支援事業	教育センター	教職員の教育活動を直接支援するため、ICT活用推進、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育センターの充実、教育論文の奨励を図る。	1,402
教職員校内研修事 業	学校教育課 教職員課	教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する団体やグループに対して助成を行う。	計 2,295 小：1,413 中：767 特支：115
教科等教育研究推 進事業	学校教育課	学校教育における各教科等の教育の充実を図るため、各種教科等研究会への補助金の交付を行う。	2,663
国・県・市教育研究 指定事業	学校教育課	文部科学省や県教育委員会、市教育委員会が教育研究・実践指定校を指定、研究実践活動を通して、教職員の能力の向上と教育活動の充実を図る。	計 5,200 小：2,500 中：2,700

(2) 重点2 たのしい学校【安心・安全な学校づくり】

不登校やいじめ問題への対策をしっかりと行い、安心して学べる学級や楽しい学校生活が送れるようにする。その中で、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、共感・協調できる子どもを育てていく。

また、セーフスクールの取組を充実させることで、子ども自らがいかに自分で自分の身を守るかを意識し、自ら安全な行動ができるよう指導の充実を図っていく。

さらに、校務運営の効率化を図ることで、教師が子どもと向き合う時間を確保し、安心・安全な学校づくりに努める。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
心の教育推進事業 【重点事業 10-1,2】	学校教育課	児童生徒の相談窓口(スクールカウンセラー等)を整備、個々に応じた対応を図るとともに、早期の段階での対応法を発見することで、子どもたちの健全な心の育成を図る。	計 31,870 小: 3,069 中: 11,016 SC 人件費17,785
小学校不登校対応総合推進事業 (生徒指導サポーター活用) 【重点事業 11】	学校教育課	児童生徒の不登校や問題行動の早期段階における解決を図るため、小学校に生徒指導サポーターを配置する。 【拡充】 2校増	14,026
スクールソーシャルワーカー活用事業 【重点事業 12】	学校教育課	社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用を行うことにより、課題解決への対応を図る。 【拡充】 S S W 1人増	計 14,808 SSW 人件費14,228
中学校不登校対応総合推進事業 【重点事業 13】	学校教育課	全中学校の校内適応指導教室に助手を配置し、不登校傾向及び不登校生徒の校内での居場所をつくり、段階的に教室復帰ができるように生徒指導・進路指導及び学習支援を行う。	33,551
不登校児童生徒対策事業 【重点事業 14】	青少年育成課	「らるご久留米」において、学校に行きたくても行けない児童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図る。また、臨床心理士との連携により、児童生徒及び保護者のサポートを強化する。	6,856
不登校児童生徒訪問指導事業 【重点事業 15】	青少年育成課	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し、児童生徒及びその保護者に対して、指導・支援を行い、適応指導教室への通級や学校復帰を図る。	1,704

生徒指導充実事業 (専任生徒指導教員の配置) 【重点事業16】	学校教育課	専任補導教員が配置されていない中学校に対し、非常勤講師を配置することにより、生徒指導担当教員が専任で生徒指導上の諸問題の解決と早期対応が図れる体制をつくる。	16,269
セーフスクール推進事業 【重点事業17】	学校教育課	小学校16校をセーフスクール推進校とし、セーフコミュニティモデル校の取組を生かしながら、地域や関係機関と連携した安全教育の推進を図る。 (推進校の指定は29年度で全校完了)	1,112
再掲 教職員研修事業 【重点事業9】	教育センター	教育の専門家としての「確かな力量」「強い情熱」「人間力」を身につけた教職員を養成するために、教職員のライフステージや喫緊の教育課題に対応した研修計画を策定し、久留米市ならではの充実した研修を実施する。	13,663
再掲 教育課題研究事業	教育センター	本市の教育課題を解決するため、調査研究に取り組み、市主催研修を通して、その成果を普及する。	1,072
学校問題解決支援事業	学校教育課	保護者等からの要求や苦情に対して、法的・専門的な分野の専門家からなる相談体制を確立し、学校への助言を行う。	322
健康増進特別事業	学校保健課	自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図る。	計 32,063 小 : 14,851 中 : 15,218 特支 : 1,994
生徒指導連絡協議会助成	学校教育課	問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を行う。	計 867 小 : 118 中 : 697 高 : 52
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー配置事業	学校教育課	教育相談体制の強化を図るため、経験豊かで専門的知見を有するスーパーバイザー(指導者)を配置し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに指導・助言を行う。【新規】スーパーバイザー2人配置	1,536

(3) 重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

全小・中学校に設置している地域学校協議会を充実させ、提言の実働化と学校関係者評価の充実を図っていく。具体的には、地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心とした取組、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組、健全育成の取組など推進していく。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
再掲 小学校くるめ学力 アップ推進事業 【重点事業2】	学校教育課	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置して授業改善・補充学習・学習規律の確立にかかる支援を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行う。	60,601
再掲 中学校くるめ学力 アップ推進事業 【重点事業3】	学校教育課	全中学校に非常勤講師を配置することで、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上のための企画・立案及び調整等を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行うとともに、中学生を対象とした無料の学習支援塾(くるめっ子塾)を設置する。	33,832
小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業 【重点事業18】	学校教育課	地域とともにある学校づくりのため、地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携を強化し、各学校の特色ある教育活動や学習習慣定着支援(中学校)など教育課題に対応した取組を推進する。 【新規】 中学校モデル校で学習習慣定着支援を実施	計 31,363 小 19,690 中 11,673
P T A 団体助成	教育部総務	家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小・中学校 P T A 連合協議会に対して補助金を交付する。	2,920

(4) 学校ICT環境整備

3つの重点を支える施策として学校ICT環境整備を進め、教育イントラネットを活用した教材等の共有や研修の充実を図るとともに、児童生徒の多くの情報を一元的に集約・管理する校務支援システムによる校務の効率化と情報の有効活用を推進していく。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
学校ICT環境再整備事業 【重点事業19】	教育センター	学校・教育部間の情報共有や情報収集を迅速に行うための教育イントラネットについて、障害防止や障害発生時の対応を迅速に行い、安定的な運用を図る。また、学習指導や生徒指導に活用するために、児童生徒一人ひとりの様々の情報を一元管理する校務支援システムの保守、サポート体制を整えることで、システムの安定稼働・運用を行う。	75,287
情報教育環境の充実	教育センター	教育用パソコンの整備を進めるとともに、その活用を推進するため、教育用ソフトの整備と必要なメンテナンスを行う。また、インターネットの活用により、情報の収集・発信・交流を行い、情報教育の充実を図る。	120,800

(5) その他の施策

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
食育プログラム研究推進事業 【重点事業20】	学校教育課	子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、久留米市栄養教諭等研究会に対して助成を行う。	686
食育啓発・促進事業 【重点事業21】	学校教育課	学校・地域及び家庭が連携し、家庭における食育の充実や子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、小中学校父母教師会等の取組としての食育啓発活動に対して助成を行う(5校)。	500
医療的ケア対応事業 【重点事業22】	学校教育課	久留米特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者待機等を解消するため、看護師を配置し、個々の状況に的確に対応できる安全な教育環境を整備する。	27,052
中学校美術教育振興事業 【重点事業23】	学校教育課	中学校第1学年を対象に、久留米市美術館・有馬記念館で行われる企画展・平常展の鑑賞に係るバス借り上げを行うとともに、中学校美術作品展を支援することにより、美術に対する興味を高め、郷土を愛する心をはぐくみ、豊かな心を育成する。	3,550

発達障害早期総合支援事業 【重点事業24】	学校教育課	発達障害児に対する早期からの総合的な相談・支援体制整備のため、久留米特別支援学校内に「子ども発達相談教室」を設置する。ADHD 児への包括的治療プログラムを実施する「くるめSTP」に対して補助金を交付する。	3,578
中体連・中文連助成賞賜金支給	学校教育課	中学生の体育・文化活動の充実を図るために、中体連・中文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生徒の出場旅費の補助を行う。	計 21,995 補助金：21,464 賞賜金： 531
中学校部活動活性化事業	学校教育課	(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入することで、外部指導者の指導中の事故等に対応、積極的な外部指導者の活用を図る。	213
学校訪問看護支援事業	学校教育課	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、訪問看護制度を活用する際の補助を行う。	3,304
中学校活性化事業	学校教育課	中学校の生徒会の交流を促進し、生徒会活動を活性化することで、生徒による学校運営の円滑化と課題の解決を図る。	189
特別支援教育進路指導事業	学校教育課	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行う。また、職場実習助手や進路指導員を配置する。	4,199
就学相談事業	学校教育課	障害のある幼児児童生徒の就学先決定についての就学相談を実施し、自立し社会参加するための基礎となる力を育む最適な環境を選択するための情報提供を行う。	1,367
定期健康診断	学校保健課	児童生徒及び教職員の健康診断を実施し、健康管理の推進を図る。	計 39,547 小：21,705 中：13,330 特支：1,581 高：2,931
歯科保健指導事業	学校保健課	学校歯科医の指導のもとに歯科衛生士を久留米市立小学校に派遣し、小学校2年生を対象に歯磨指導を行う。	913
感染症予防対策	学校保健課	学校における健康診断、応急措置等、学校保健に係る感染症予防対策を講じ、衛生面・安全面の向上を図る。	計 6,179 小：4,115 中：1,680 特支：87 高：297
学校保健会助成	学校保健課	各学校が実施する保健事業を支援することにより、学校保健衛生の普及向上に資する。	2,418
学校給食の充実	学校保健課	学校給食の効率的運営とともに、給食備品等の計画的整備をすることで、その内容の充実を図る。29年度より、従来は週3回だった米飯給食を4回で実施する。 【拡充】米飯週4回化 【新規】給食用非常食の配備	計 665,530 小：612,111 中： 32,039 特支：21,380

2 学校教育環境等の整備

児童生徒がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、老朽化した学校施設の長寿命化対策や、トイレ改修等を行い、また、児童生徒の個々の状況への配慮並びに多様な学習が行える施設環境の整備に努める。

小学校の小規模化対応については、他自治体の事例等も参考として施策実施を進めるとともに、小規模化における通学区域のあり方について検討を行う。

くわえて、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)									
学校施設の整備充実 【重点事業 25】	学校施設課	児童・生徒の生命を守り、災害時の地域の避難施設を確保し、多様で新しい学習活動に対応した教育環境の整備を進めるため、学校施設の改築を計画的・効率的に行う。また、教室不足が生じている学校について、増築を行う。【新規】増築 2 校	計:1,572,405 小:1,118,660 中:453,745 (うち増改築事業) 小:11,096,087 中:453,078 (繰越予算含む)									
学校施設長寿命化事業 【重点事業 26】	学校施設課	学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために防水・外壁工事などの施設の長寿命化を図る。	計:823,439 小:394,290 中:375,990 高:53,159 (繰越予算含む)									
学校施設維持管理事業	学校施設課	学校施設における機能の維持改善を図るとともに、安全で快適な学習環境づくりに向けた整備を行う。	計:196,180 小:112,167 中:67,813 特支:10,400 高:5,800									
中学校空調機整備事業	学校施設課	児童生徒の学習環境の向上や健康維持を目的として、中学校の特別教室(理科室・音楽室)に空調機整備を行う。 【新規】中学校 1 5 校分	計:247,600 中:247,600									
久留米市奨学金	学校教育課	経済的な理由により高等学校等の修学が困難な者に対し奨学金を給付する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学一時金(円)</th> <th>月奨学金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>20,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> 高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者の月奨学金は 7,000 円		入学一時金(円)	月奨学金(円)	公立	20,000	5,000	私立	30,000	7,000	21,896
	入学一時金(円)	月奨学金(円)										
公立	20,000	5,000										
私立	30,000	7,000										
就学援助事業	学校保健課	小・中学校に通学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、学用品費・給食費等を支給する。29 年度の新入生より入学準備金の支給時期を従来の 7 月から 3 月へと前倒した。	計 497,820 小:278,040 中:219,364 特支:416									

心豊かな市民生活を創造するまち

1 生涯学習・社会教育の推進

市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、ニーズに対応した市民講座や教室を実施し、あらゆる世代への学習機会の提供に努めるとともに、社会教育団体の支援や地域人材の発掘と育成を図り、生涯学習・社会教育を通じた地域づくりに取り組む。

また、生涯学習センターをはじめとする社会教育施設やコミュニティセンターの生涯学習ネットワークを強化し、豊かな学びの場の整備と多様な学習情報の提供を図る。

さらに、市民の学習活動の拠点である社会教育施設を利用者が安全に安心して利用できるよう改修を進める。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
地域生涯学習振興事業 【重点事業 27】	生涯学習推進課	校区等において実施される委嘱学級や土曜塾をはじめとする生涯学習事業に対して、財政支援や指導者の養成などの各種支援を行い、地域における生涯学習の振興を図る。	61,883
体験活動推進事業 【重点事業 28】	生涯学習推進課	少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、子どもたちの自主性・協調性・創造性を育む。	5,483
社会教育団体支援事業	生涯学習推進課	LLネットコアくるめや子ども会連合会、女性の会婦人会連絡協議会をはじめとする各社会教育団体の活動振興のため、財源支援や活動助言、指導等の各種支援を行う。	22,174
生涯学習センター活用事業	生涯学習推進課	各地域における生涯学習センターを広く活用した各種講座等を実施することにより、市民の生涯学習の推進を図る。	9,369
生涯学習センター維持補修事業	生涯学習推進課	えーるピア久留米をはじめ、各地域の生涯学習センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	72,523
そよ風ホール維持補修事業	生涯学習推進課	そよ風ホールについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	2,977
城島総合文化センター維持補修事業	生涯学習推進課	城島総合文化センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	2,931
城島ふれあいセンター維持補修事業	生涯学習推進課	城島ふれあいセンターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	500

2 歴史的資源の保護と活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。

高良山から耳納北麓エリアにおける文化資源等を、歴史的な背景に基づくストーリーとして紹介・発信していくとともに、拠点や行程の環境整備等を行う。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
歴史博物館整備検討事業 【重点事業 29】	文化財保護課	地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設として歴史博物館整備について検討を図る。 六ツ門図書館展示コーナーでは、資料の展示・公開やイベントを通して集客効果を高め、博物館建設への市民意識の高揚を図る。	9,032
筑後国府跡歴史公園整備事業 【重点事業 30】	文化財保護課	久留米市を代表する文化遺産である筑後国府跡を、市民が身近な場所で歴史を感じることができる歴史公園として保存整備することにより、歴史学習を基調とした交流の場を提供し、市民の「郷土」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。	57,423
歴史ルートづくり事業 【重点事業 31】	文化財保護課	高良山から耳納北麓に数多く存在する歴史・文化遺産を整理・集積し、歴史的背景に基づくストーリーの設定や周知イベントの実施により、地域の魅力を発信する。同時に、歴史的スポット拠点等の整備を行い、安心・安全な環境づくりを推進し、交流人口の増加を目指す。 【新規】高良山総合調査	15,755
発掘調査事業	文化財保護課	国民の共有財産である貴重な埋蔵文化財を保護するため、開発により現状が維持できない場合は、記録保存を目的として、発掘調査を行う。わが国及び久留米地域の歴史・文化等の正しい理解を促し、市民の郷土愛を醸成するとともに、地域の文化活動の展開やまちづくり活動を支援する。	114,025
埋蔵文化財センター事業	文化財保護課	発掘調査に伴う出土品や記録類の集中管理及び調査研究を行う。また、市民の多様な文化的活動の展開を支援するため、発掘調査成果を公開する展示会や体験学習などの普及活動を実施する。	1,710
歴史的建造物保存整備事業	文化財保護課	市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存整備・活用を図り、市民へ周知し、その魅力を内外に向けて発信できる人づくりとまちづくりを推進する。	7,293

史跡等環境整備活用事業	文化財保護課	地域の特性を生かした「歴史の広場」の整備を進め、説明板の設置などまちづくりの素材としても活用を図る。また、文化財の周知、普及活動を積極的に展開する。	3,733
坂本繁二郎生家活用事業	文化財保護課	久留米城下町に唯一残る武家屋敷であり、市指定文化財である坂本繁二郎生家の周知活用として、イベント等を実施する。また、歴史のプロムナードなど重要な地域資源としてPRを広く行い、市内外の交流人口増加にも努める。	452
文化財保護団体等育成事業	文化財保護課	文化財の管理、普及活動及び無形民俗文化財の継承を行っている団体に対し補助金の交付を行うことで、文化財の保護を図る。	1,222
文化財施設維持補修事業	文化財保護課	文化財収蔵館や埋蔵文化財センター等、文化財の保存及び活用施設の適切な維持管理のため、必要な改修または補修を計画的に実施することで、文化財の保護活用を図る。	42,847
歴史資料収集活用事業	文化財保護課	資料の散逸を防ぐため、資料購入を進めるとともに、購入資料を市民に広く公開するため、久留米シティプラザにおいて特別展を開催する。	85,980

3 スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

また、県南の中核を担う広域的なスポーツ施設の充実に向け、久留米総合スポーツセンター内の体育館、武道館、弓道場の一体的な改築について、県と連携し、着実な施設整備の推進を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、キャンプ地誘致など開催効果を引き込む取り組みを進める。

あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の改修を進める。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
総合武道館整備事業 【重点事業32】	体育スポーツ課	老朽化している福岡県立久留米スポーツセンター体育館、久留米市武道館および弓道場の一体的改築について、福岡県と協議しながら実施する。 <主な内容> ・改築工事負担金 ・上空通路工事負担金 ・電柱等移転補償金 ・隣接駐車場整備 ・備品、設備等整備	1,986,544

MICE 誘致推進事業 【重点事業 33】	体育スポーツ課	平成 30 年の（仮称）久留米スポーツセンター体育館オープン（予定）や平成 32 年オリンピック・パラリンピックの開催などを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致やオリンピック・パラリンピック参加チームの事前キャンプ地誘致を推進する。	9,914
総合型地域スポーツクラブ支援事業	体育スポーツ課	地域住民主体による、子どもからお年寄りまで、「いつでも、どこでも、だれでも」が気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの活動等を支援する。	376
（公財）久留米市体育協会助成事業	体育スポーツ課	市民スポーツの担い手である体育協会を通じて、各種競技団体の育成や市民スポーツの参加を促すための教室やイベントを開催するとともに、各種大会への参加奨励や青少年スポーツ活動等への助成を行う。	43,983
スポーツ交流推進事業	体育スポーツ課	スポーツを通じて、近隣市町村および市民間の交流を推進し、お互いの友好親睦を深めることで活動の広域化を図り、市民スポーツを振興する。	5,867
スポーツ大会振興事業	体育スポーツ課	各種スポーツの全国・九州レベルの大会を誘致開催することにより、市民のスポーツ技術向上とスポーツを始めるきっかけをつくり、競技スポーツの振興を図る。 久留米国際女子テニス大会（29 年 5 月） 紫灘旗全国高校遠的弓道大会（29 年 8 月）	7,688
体育施設維持補修事業	体育スポーツ課	多様な市民スポーツニーズに応える広域スポーツ施設として、人々のライフステージにおいて体力・年齢・目的に応じたスポーツに親しむ環境の整備と、その活用による生涯スポーツの振興を図る。 <主な内容> ・市野球場電光掲示板改修設計 ・城島体育館照明安定器修繕	11,628
市民スポーツ推進事業	体育スポーツ課	市民が主体的にスポーツと触れ合う、校区等を中心とした新しい取り組みを提供し、気軽にスポーツに楽しめる環境を整備する 国際大会等での活躍が期待できる久留米市ゆかりのジュニアアスリートが競技に専念できる環境整備の強化を図る【新規】	6,053

4 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を果たすため、多様な図書資料や情報を収集・蓄積する。また、利用者が求める資料・情報の的確な提供に努め、企画展示や講演会の実施などにより市民に親しまれ、役に立つ図書館づくりに努める。

さらに、第3次久留米市子どもの読書活動推進計画の策定に伴い、関係各部・各課と連携して着実な進展を図り、子どもの豊かな人間形成と学習活動の支援に取り組む。

あわせて、石橋文化センターや久留米市美術館との連携事業を充実し、市立図書館全体の総合力を高め、利用者サービスの充実及びまちづくりに貢献する図書館づくりに取り組む。

主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
子どもの読書環境整備事業 【重点事業 34】	中央図書館	第3次久留米市子どもの読書活動推進計画の実施 「第3次久留米市子どもの読書活動推進計画」(平成29年3月策定、計画期間平成29年度～平成31年度)に基づき、子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進めるため、子どもの読書活動を推進する環境整備を進める。 ブックスタート事業 子どもと絵本をつなぐきっかけづくりを目的として、子どもの健やかな成長などに効果があるブックスタート事業を実施する。	6,188
図書館整備事業 【重点事業 35】	中央図書館	図書館施設・機能の整備充実 安全で快適な読書空間の提供と図書資料・情報の確保、積極的な情報発信に努めることで、図書館機能の充実を図り、市民の生涯学習ニーズに対応する。 福祉サービスの提供と市民との協働 ボランティアとの協働による録音・点字図書の製作や活用、対面朗読など福祉サービスを充実する。 図書館困難者へのサービス提供 高齢や障害、図書館遠隔地など、図書館を利用しにくい環境にある市民に対し、移動図書館巡回や団体貸出などのサービス提供に努める。	57,933

人権が確立されたまち

市民一人ひとりがかげがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
人権教育・啓発推進事業 【重点事業 36】	人権・同和教育課	全中学校区毎に「人権のまちづくり推進協議会」を設置し、これを中心とした地域主体の人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図る。	7,110
社会人権・同和教育事業	人権・同和教育課	社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び進路保障を図るための所要の事業を実施するなど社会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現をめざす。	13,870
小・中学校人権・同和教育事業	人権・同和教育課	部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を広く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・充実に資する。 「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践を推進する。	3,000
学校人権・同和教育事業	人権・同和教育課	差別をなくす意志と実践力を持った児童生徒を育成し、社会に残る差別意識を解消するため、久留米市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就園・就学・進学奨励金等の給付を行うなど、基本的人権を尊重する意識を醸成する教育活動を推進する。	27,186
社会人権・同和研修事業	生涯学習推進課	同和問題や男女共同参画に関する問題をはじめとする様々な人権問題に関して「なるほど人権セミナー」等の啓発事業を実施するほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニティセンター等における人権学習の振興を図る。	2,342

第 9 号 議 案

第 3 次 久 留 米 市 子 ど も の 読 書 活 動 推 進 計 画 に つ い て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

平 成 2 9 年 3 月 3 0 日

教 育 長 堤 正 則

提 案 理 由

子 ど も の 読 書 活 動 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平 成 1 3 年 法 律 第 1 5 4 号) 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 2 9 年 度 か ら 平 成 3 1 年 度 ま での 、 市 に お け る 子 ど も の 読 書 活 動 の 推 進 に 関 す る 計 画 を 定 め よ う と す る も の で あ る 。

議 案 資 料 別 冊

第 3 次久留米市子どもの読書活動推進計画案（概要版）

1 第 2 次計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の総括と課題

（1）発達段階での評価と課題

乳幼児期	評価 ブックスタートの参加率は上昇 読み聞かせ・おはなし会の充実、絵本の蔵書が充実 課題 絵本の大切さ、読み聞かせの保護者への啓発
学童期	評価 学校図書館整備の充実、読書活動の各取り組みの充実 移動図書館の巡回学校の増加、学童保育所への団体貸出の増加 課題 行動や興味の多様化による読書時間の確保が困難
青年期	評価 読書活動の各取り組みにより、読書量や不読率が改善 課題 全国的な動きと同様に、学童期に比べ読書量が減少 スマホなどによる読書意欲の低下

（2）各領域での今後の課題

家庭・地域	・保護者への子どものライフステージに応じた読書の啓発 ・地域の読書活動の把握
幼稚園・ 保育所等	・職員の読み聞かせ等の研修の充実 ・保護者への読み聞かせ等の啓発の推進
学校	・学校図書館や読書環境の整備 ・司書教諭や学校司書の児童生徒への読書活動の支援の推進
図書館	・継続的な施設整備や図書資料の充実による環境整備 ・学校、ボランティア、各施設などをつなぐ中核的ネットワーク機能の充実 ・子どもの読書活動推進のため総合調整機能の充実

（参考：読書アンケートの結果）

項目	区分	H18 年度	H23 年度	H28 年度
1 ヶ月の読書量 (不読者を含む)	小学生	6.4 冊	6.1 冊	6.8 冊
	中学生	2.2 冊	2.8 冊	3.0 冊
	高校生	1.7 冊	2.0 冊	2.2 冊
1 ヶ月に 1 冊も本を読ま なかった割合 (不読率)	小学生	3.1%	3.0%	3.4%
	中学生	26.5%	23.5%	20.2%
	高校生	16.9%	12.7%	11.8%

2 第 3 次計画案の概要

目標	～家庭、地域、行政等の連携と地域社会全体での取り組みにより～ 子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進める
基本方針	市民、地域、行政の連携協力の推進 子どもの読書活動のための環境整備の推進 子どもの読書活動推進を支える理解と関心
数値目標	不読率：小学生 2.5%以下 中学生 15%以下
計画期間	平成 29 年度から平成 31 年度

<p>方策</p>	<p>発達段階での方策の方向性 乳幼児：「語りかけ」や「読み聞かせ」の機会の充実 小学生：「読み聞かせ」の充実と保護者、学校、地域、図書館による支援 中高生：自主性を尊重し、保護者、学校、地域、図書館による支援 「家庭・地域」「幼稚園・保育所・認定こども園」「学校」「図書館」それぞれの領域で、子どもの読書活動を推進していくための51の方策 家庭・地域：家読の推進、学童保育（団体貸出の充実）地域子育て支援センター（保護者への読書支援の充実）など13項目 数値目標 ブックスタート参加率、学童保育所への団体貸出数 幼稚園・保育所・認定こども園：読み聞かせ実施、絵本スペース確保、保護者への働きかけ（職員の学習会を通じた保護者の啓発）の3項目 数値目標 絵本スペースの整備、保護者への働きかけ 学校：読書活動の推進、読書ボランティア、司書教諭（職務の理解促進等）学校司書（研修の充実等）学校図書館整備の5項目 数値目標 1ヶ月3冊以上読書する小学生読書率、小・中学校図書貸出数 図書館：児童図書整備（蔵書の充実）おすすめ本貸出セットの整備、図書再活用、ピブリオバトル・ピブリオトーク、調べもの支援（パスファインダーの作成等）病院内学級への読書支援、学校図書館担当職員配置、図書館での仕事体験など28項目 数値目標 図書館児童書貸出数、図書館児童図書蔵書数、読書支援を行う団体数 ネットワーク：進行管理、連携協力の2項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>新規の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家読の推進（推進に必要な資料・情報の提供、ブックリストの作成、講座実施） ・おすすめ本貸出セットの整備（小学生に読んでほしい本をセット組して団体貸出） ・ピブリオバトル・ピブリオトーク（児童・生徒に特化して実施） ・学校図書館担当職員配置（市立図書館全館に学校図書館の相談司書を配置） </div>
<p>計画推進</p>	<p>よりよい計画推進のための重点的な取組</p> <p>ネットワーク：子どもの読書に関する総合的取り組みを実施するため、図書館が中心となり、相互の情報交換、連携支援を行い子どもの読書に関するネットワークづくりを進める。</p> <p>人材育成：地域、学校、図書館において、本と人とを結びつける専門的職員配置に努めるとともに、ボランティアの資質向上をはかり、専門的職員との協働による効果的事業実施に努める。</p> <p>計画の周知：市民一人ひとりの理解と関心を高めるために、計画の周知を図り、「子ども読書の日」（4月23日）を中心に読書活動推進のための催しを行なう。</p> <p>財政措置：財政措置の努力、国及び県への財政支援の働きかけ。</p>

3 第3次計画の重点事業

（1）子どもの学力支援

- ・図書館全館への学校図書館担当職員の配置
- ・子ども用パスファインダーの作成（調べもの支援）
- ・読書活動の推進（調べ学習の支援等）

（2）図書館を利用しにくい子どもへの支援

- ・おすすめ本貸出しセットの整備
- ・病院内学級のサービス拡充（読み聞かせの実施）
- ・団体貸出及び除籍本配布の拡充

（3）保護者の啓発

- ・家庭での読書推進のためブックリスト作成（家読の推進）
- ・幼稚園等での保護者の啓発
- ・保護者向け講座の開催（家読の推進）

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

定例教育委員会資料 別冊

平成29年3月30日

市民文化部中央図書館

第3次久留米市 子どもの読書活動推進計画 (案)



平成29年3月

久留米市・久留米市教育委員会

市長顔写真

はじめに

久留米市では、子どもの読書活動推進のため、平成 19 年 3 月に「久留米市子どもの読書活動推進計画」を策定し、それ以来、各種の施策を進めてまいりました。

今年度で改訂を迎えるにあたり、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、平成 29 年度から 3 年間の「第 3 次久留米市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。本計画により、子どもさんたちが、発達段階と生活の各領域において、本と出会い、読書を通じて心豊かな感覚を身につけられるような環境を整備するため、さらに各施策を推進してまいります。

今日、子どもを取り巻く環境は、経済的な格差の拡大やスマートフォンなどの普及など望ましくない状況もあり、しかも日々変化しています。このような中で、私たち大人は未来を創っていく子どもたちが、自ら「生きる力」を育むことができる環境を整えなければなりません。

その大きな役割を担うのが読書活動の推進ではないでしょうか。平成 13 年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に記されたとおり、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであるからです。

また、子どもの読書活動を支援して行くことは、私たち大人に課せられた大きな使命であります。どうか市民の皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、ご協力をいただきました久留米市立図書館協議会委員の皆さまをはじめ、ご意見をお寄せいただきました皆さまに対し、心より厚く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月
久留米市長 檜原 利則

目 次

「子どもの読書活動推進計画」第3次計画策定にあたって.....	1
第1章 第2次計画の総括と課題	2
1 国、県の子ども読書活動推進の状況	2
2 2次計画の計画推進のための方策.....	2
3 久留米市の子どもの読書活動の現状（読書アンケートから）.....	2
4 第2次計画の方策の総括.....	5
5 子どもの読書活動推進の課題	10
6 まとめ	12
第2章 計画策定の基本的な考え方	13
1 計画の目標	13
2 計画の位置付け	13
3 計画の基本方針	13
4 計画の目標とする数値	14
5 計画の対象	14
6 計画の期間	14
第3章 計画推進のための方策	14
1 発達段階での意義や方策の方向性	14
2 各領域での方策	16
1 家庭・地域	16
2 幼稚園・保育所・認定こども園	17
3 学校	18
4 図書館	19
5 効果的な計画推進のために	20
第4章 施策表	22
（本文用語注記）	26
資料編	29

「子どもの読書活動推進計画」第3次計画策定にあたって

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料1)が公布・施行されました。その中で、子どもの読書活動の推進に関する基本的な理念と行動内容を定め「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」として、国と地方自治体の責務を明らかにしました。

それを受けて久留米市でも、「久留米市子どもの読書活動推進計画」第1次計画(平成19年度～23年度)及び第2次計画(平成24年度～28年度)を策定いたしました。この間、国は平成20年3月と平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(注1)を改訂し、また福岡県でも平成22年3月と平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画」(注2)の改訂を行っています。

久留米市の第1次計画及び第2次計画においては、子どもの読書活動推進に関して、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校、図書館などの領域で方策を策定しました。具体的には、読み聞かせ活動、絵本スペース確保、図書館司書配置、児童図書蔵書数の増加、図書の団体貸出など、さまざまな子どもの読書環境整備を行ってきました。

今回の第3次計画の策定にあたっては、前計画である2次計画や小・中・高校生への読書アンケート結果の評価・課題に加え、今日の子どもを取り巻く読書環境を踏まえ作成しました。その上で、第3次計画の目標及び基本方針を定め「計画の目標とする数値」を設定しました。また、子どもの発達段階(乳幼児、小学生、中学生・高校生)ごとに読書の意義や方策の方向性をとらえ、各領域(家庭・地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館、ネットワーク)での具体的な51の方策を策定しました。

これまで取り組んできた子ども読書活動推進計画を継承し、さらに発展させるため引き続き第3次計画の実施に取り組んでまいります。

第1章 第2次計画の総括と課題

1 国、県の子ども読書活動推進の状況

国は平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年度)を改訂し、また福岡県でも平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画」の改訂を行っています。

国は、計画において、引き続き家庭、地域、学校等での読書活動の推進を中心に据え、平成34年度に不読率^(注3)を半減(目標:小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下)させることを目指しています。

2 第2次計画の計画推進のための方策

久留米市では、子どもの読書活動推進のための第2次計画を平成24年度からの5カ年計画で策定いたしました。計画においては、乳幼児期、学童期(小学生)、青年前期、中期(中学生、高校生など)の子どもの発達段階に応じた読書の意義をとらえた上で、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校、図書館などそれぞれの場での具体的な方策を進めてきました。

3 久留米市の子どもの読書活動の現状(読書アンケートから)

久留米市は、「子どもの読書推進計画」策定のため、平成18年度、平成23年度、平成28年度、過去3回5年度ごとに小中高生への「子どもの読書に関するアンケート」を行ってきました。28年度に実施したアンケートから、以下のとおり久留米市の子どもの読書活動の現状を分析しました。

(1) 読書量と不読率

1ヵ月の平均読書量は、小学生6.8冊、中学生3.0冊、高校生2.2冊で過去2回の調査より増えています。

不読率は、小学生3.4%、中学生20.2%、高校生は11.8%で、小学生ではやや増加したものの、中高生では着実に減少しています。

このことは、平成19年度から開始した「子どもの読書活動推進計画」により読書環境が改善したものと考えられます。具体的には、家庭地域での読み聞かせ活動の普及、市立学校での小中高生への一斉読書、司書教諭^(注4)及び学校司書^(注5)配置、図書館における図書蔵書数の増加などの取り組みの効果の結果だと言えます。

たとえば、高校生の不読率が、全国の調査より40%以上も低いのは、市立高校2校のみの調査であるという要因はあるものの、市立高校で朝読書などの活動が継続的に行われているためだと思われます。

その一方で、小学生から中学生、高校生となるにつれ、読書量が減り、不読率が高

い傾向は、全国の調査や過去の調査と同様であり、今後取り組むべき課題であると認識しています。

(2) 読書が好きな理由・嫌いな理由

読書が「好き」「少し好き」と回答した子どもの割合は、小学生は横ばいですが、中高生は過去の調査より増えています。

読書が好きな理由は、小中高生とも「読書の時間で本を読むようになった」と「家に本があった」の割合が多く、身近な読書環境を整備することが本好きにつながるようです。

一方、読書が嫌いな理由は、前回までは、小中高生とも「読書感想文や感想画をかくのがいやだった」が最も多かったのですが、今回は「本を読むのは面白くない」が多くなっています。

児童や生徒が興味を持ち感動する本と出会い、主体的に読書に取り組むようになる支援体制の充実が求められます。

(3) 読む本をどのようにして用意しているか

小学生は「学校の図書館などから借りる」が最も多く、中高生と年齢を重ねるにつれ、学校の図書館を利用する割合が低下しています。また、市の図書館を利用する割合の結果も同様です。

学校図書館の運営・活用や学校図書館の蔵書の充実などが望まれます。

(4) どうすれば今までよりたくさんの本を読めるようになるか

小学生は「学校の図書室に本がたくさんある」が最も多く、次に多いのが「家の人に図書館に連れて行ってもらう」でした。なお、小学生については、「テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす」と回答した児童の割合は、過去の調査と大きく変わらず、思ったほどスマホの影響は受けていないようです。

一方、中高生は調査ごとに、「テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす」と回答した生徒が増えており、ここ数年で普及したスマホを保有し、多様なアプリなどに費やす時間が多くなっているようです。スローメディア^(注6)の取り組みと連携しながら、読書推進を図っていくことが求められます。

また、次いで「学校の図書室に本がたくさんある」が多くなっており、身近に本と親しめる環境を中高生も望んでおり、ここでも学校図書館の蔵書を充実することは、大きな課題であります。

(5) ブックスタートの参加率及び理解について

本市のブックスタート^(注7)は、中央図書館をはじめ市内9ヶ所で延べ100回以上実

施しています。小学1～3年生の保護者の回答では、ブックスタートに参加した割合は約66%となっています。約34%の保護者がブックスタートに参加していませんが、そのうち半数以上がブックスタートのことを知らないと回答しています。

今後は久留米市全体の課題として、ブックスタートの更なる周知や参加率向上に取り組んでいく必要があります。

4 第2次計画方策の総括

第2次久留米市子どもの読書活動推進計画施策 総括表

1 家庭・地域

方 策	評 価	主な成果など
ブックスタート事業の推進	確実に広がり、徐々に参加率は向上している。 ただし、ブックスタートのことを知らない保護者もいる。周知方法や開催場所及び実施方法について、関係部局などの事業と協力することが必要。	参加率 47.8% (平成18年度) 58.7% (平成23年度) 60.3% (平成27年度)
おはなし会の実施と読み聞かせの普及	「どんな絵本読もうかな」は、平成25年度より年齢別に絵本を紹介し、保護者の関心も高い。 すくすく子育て委員会による活動は、主任児童委員・ボランティアの活動が広がった。 地域でのボランティアによる読み聞かせは、把握できてない所がある。 市民センター多目的棟図書室において、子ども向け企画を実施し、図書室の利用を図った。 児童センターの「はとぼっぼサロン」やくるるんの「おはなしなあに」で毎月、絵本の読み聞かせを行っている。	すくすく子育て委員会（校区サロン） 22カ所 (平成18年度) 27カ所 (平成22年度) 28カ所 (平成27年度)
読書に関わる地域ボランティアの育成と活動支援	地域や各事業において、ボランティアの育成、紹介、研修を行いボランティアの育成が進んだ。 地域の読書活動において、ボランティアの活動状況を十分把握していない。	
読書関連講座・研修会などの開催	図書館や他施設での定例的研修・講座は継続。 新規講座・研修を実施した。 書店組合と連携してブックフェアを開催した。	
地域施設的环境整備と読書活動充実	校区コミュニティセンターは、身近な読書の場として定着し、校区ごとの取り組みが行われた。 学童保育所は、図書館の団体貸出の利用が進んだ。	学童保育所 38カ所 (平成24年度) 44カ所

	<p>市民センター多目的棟図書室は、児童向けの蔵書を増やした。</p> <p>くるるんは、平成 28 年度新たに図書を購入し、蔵書を増やすことで、利用増を目指す。</p> <p>男女平等推進センター図書情報ステーションは、児童図書の蔵書を増加し、子育て中の保護者のために「リフレッシュのためのブックタイム」を行った。(新規事業)</p> <p>隣保館では、地域活動指導員との連携により、「どくしょカード」を利用した読書活動を行った。</p> <p>地域子育て支援センターは、購入本以外に市立図書館の再活用図書の受入れで、絵本スペースの設置の充実を進めた。</p> <p>「パパママ応援セミナー」(全 4 回)の中で、2 回、絵本に関する講座を実施した。</p> <p>各地域子育て支援センターのサロンで、絵本の読み聞かせや絵本の選び方などのアドバイスを実施した。</p>	(平成 27 年度)
--	---	------------

2 幼稚園・保育所

方 策	評 価	主な成果など
<p>読み聞かせ実施 絵本スペース整備 絵本の貸出 保護者への働きかけ</p>	<p>職員の研修会への参加により読み聞かせ技術の習得が進んだが、さらなる研修会の継続と充実が必要。</p> <p>毎日の読み聞かせ実施が定着し、図書の再活用制度等の利用、絵本スペース充実や絵本の貸出を行うなど、読書活動充実を図った。</p> <p>懇談会や学習会を通して保護者に絵本の大切さを知らせた。今後も継続的に周知が必要。</p>	

3 学校

方 策	評 価	主な成果など
<p>読書活動</p>	<p>全校一斉読書(注 8)や始業前読書などの読書活動は定着した。</p> <p>教職員・保護者・読書ボランティアによる絵本</p>	<p>小中学校図書館図書貸出冊数 762,159 冊</p>

	<p>の読み聞かせ等により、子どもの本に対する興味関心を高める活動は定着した。</p> <p>子ども読書の日・読書週間等の読書活動(注9)の取り組みは定着した。</p>	<p>(平成22年度)</p> <p>1,040,877冊</p> <p>(平成27年度)</p>
学校図書館	<p>司書教諭は市立小・中・高・特別支援学校において11学級以下の学校も含め配置に努めている。学校司書は全校配置を維持。(有資格者は平成28年小学校40校、中学校13校)</p> <p>学校図書館支援員(注10)による新規採用学校司書の指導支援、市立小中高特別支援学校の巡回訪問指導、市立図書館との情報交換等を実施。また、学校司書研修会及び市立図書館との合同研修会を年3回実施。</p> <p>学校図書館図書管理システムの操作法研修を実施し、機能向上を図った。</p> <p>学校司書研修会では、市内の図書館活動の盛んな学校の図書館見学・実践紹介、配架・展示等に関する研修を行い、魅力的な図書館作りに努めた。</p> <p>平成24年から全校で年1回の蔵書点検を実施、蔵書管理の充実を図った。</p> <p>平成25年、図書選定基準・除籍基準を制定。学校司書マニュアルを作成し、図書の新規購入と更新に活用した。</p> <p>文部科学省の定める学校図書館図書標準(注11)を充足していない学校は、小学校では、19校(46校中)、中学校では、14校(17校中)あった。</p> <p>平成26年、市立図書館の協力により、学校図書館活用計画・参考資料を作成後、各学校にデータ配信。学校司書はデータをもとに、授業支援を推進。</p> <p>平成27年度から、図書管理システムを使った図書原簿の整備に努めた。</p>	<p>小中学校図書館蔵書数</p> <p>543,607冊</p> <p>(平成23年度末)</p> <p>578,442冊</p> <p>(平成27年度末)</p>

4 図書館

方 策	評 価	主な成果など
資料整備	<p>児童図書 22 万冊の整備目標を達成。</p> <p>再活用による関係施設への資料整備支援を継続しているが、新規購入図書の減少で、除籍図書が減少している。</p>	<p>児童図書冊数 173,873 冊 (平成 18 年度)</p> <p>214,225 冊 (平成 22 年度)</p> <p>243,401 冊 (平成 27 年度)</p>
サービス実施	<p>おはなし会は、各図書館で赤ちゃん向け、さらに中央図書館で 2～3 歳児向けを実施することにより、ブックスタートから継続しての図書館利用を図った。ただし、乳幼児向けのおはなし会が未実施の図書館もある。(新規事業)</p> <p>ブックトーク(注12)は、中央図書館での開催及び学校からの依頼による実施が定着した。(新規事業)</p> <p>「団体貸出」(注13)「特別貸出」(注13)の目的別貸出方法を整理することによって、「団体貸出」は学童保育所での利用が増え、「特別貸出」は学校の授業での利用が増えた。</p> <p>「調べもの支援」は、中央図書館児童室においてコーナーを特設化することで利用が増えた。一方で「夏休み課題調査」は、学校への事前調査がスムーズにできなかったため、継続実施ができなかった。</p> <p>「特別な支援が必要な子どもたちへのサービス」では、特別支援学校に布絵本の寄贈を行った。今後も図書館側からの積極的なサービスが求められる。</p> <p>「図書館理解者拡大」は、1日図書館員の実施や職場体験を受け入れることにより、図書館の仕事をしてもらい、利用につなげることができた。ただし、1日図書館員の受入れなどに課題が残った。</p>	<p>児童図書貸出冊数 418,937 冊 (平成 18 年度)</p> <p>489,087 冊 (平成 22 年度)</p> <p>536,530 冊 (平成 27 年度)</p>

	<p>新図書館システムの導入により、マイページ機能を利用することで、予約だけでなく多様なサービスが可能となった。</p>	
人的整備	<p>司書有資格者の計画的職員採用の継続。</p> <p>小・中学校図書館との合同研修会を実施。(再掲)</p> <p>学校読書ボランティア研修会の開催</p> <p>養成、支援実施によりボランティア数増。</p>	<p>司書有資格者率</p> <p>68% (平成 18 年度)</p> <p>79% (平成 22 年度)</p> <p>80% (平成 27 年度)</p> <p>図書館子どもの読書関係ボランティア数</p> <p>232 名 (平成 18 年度)</p> <p>268 名 (平成 22 年度)</p> <p>275 名 (平成 27 年度)</p>
広報活動	<p>「図書館ホームページ」更新に伴い、子どものページは利用しやすいレイアウトに変更。今後は子どもが関心を持つ内容をアップすることが求められる。</p> <p>「ね、この本読んだ」は、「としょかんつうしん」で、紹介した児童書新刊を1年分冊子にまとめたもので、市内小中学校や市内図書館で配布している。</p> <p>うちどく推薦図書「このほんよかよ」全校児童数作成し配布した。</p> <p>「メディア活用」では、「ブックトークをきいてみよう」や「どんな絵本を読もうかな」など新規事業実施の際、広報してもらうことにより、参加者増につながった。</p> <p>「読み聞かせマップ」は、進めることができな</p>	

	かった。ホームページ上でのアップを最終年度調整中。	
--	---------------------------	--

5 ネットワーク

方 策	評 価	主な成果など
連携協力	<p>学校図書館・市立図書館間での定例連絡会議を継続実施。</p> <p>ブックスタートは保育士と連携、児童センターはとぼっぽサロンへの司書職員派遣、市民センター会議への図書館職員参加。</p>	

5 子どもの読書活動推進の課題

1 子どもを取り巻く読書環境

平成 25 年の国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率(注 15)は、16.3%であり、約 6 人に 1 人の子どもが貧困状態にあるとされています。また、ひとり親世帯の貧困率は 54.6%と、半数以上の子どもが厳しい経済環境にあるとの結果が示されています。

このような状況により、子どもの貧困が社会問題になり、加えて活字離れや地域の書店が姿を消し、新聞の購読世帯も減少しています。ネット通販等による本の購入は容易になりましたが、子どもが利用するのは制約があり、子どもを取り巻く活字や読書の環境は、必ずしも改善していません。

家庭の状況に関わらず、読書に親しむことができるように読書環境を整備し、引き続き、子どもの読書活動を社会全体で支援していくことが必要です。

2 乳幼児期・学童期・青年前期、中期

(1) 乳幼児期

ブックスタートの参加率は年々上昇していますが、久留米市の新生児訪問事業などとの連携により、さらに参加率を高めることが望まれます。乳幼児期の読み聞かせ等は、幼稚園・保育所、図書館をはじめ地域の施設で行われるようになり、絵本の蔵書も充実してきました。また、ブックスタート参加後、継続して図書館を利用してもらうために企画した図書館の乳幼児向けのおはなし会も定着してきました。

今後は、より一層、絵本の大切さや家庭での読み聞かせ普及を保護者へ働きかけていくことが重要になります。

(2) 学童期

小学校の司書教諭及び学校司書の配置をはじめ、児童図書委員会を中心にした読書活動推進の各取り組み、市立図書館や地域の施設での取り組み等により、本と出会う機会

が増えてきました。また、ブックトークや市立図書館での1日図書館員、移動図書館の巡回学校の増加や学童保育所への団体貸出など、本に親しむ取り組みも増えています。このような取り組みにより読書量は増加しました。

一方、学童後期になると、行動や興味の多様化により読書時間の確保が難しくなるなどの課題が見受けられます。

(3) 青年前期、中期(中学生、高校生など)

学童期と同様に、学校での読書推進の取り組みにより、読書量や不読率が改善してきました。一方で、全国的な動きと同様に、学童期に比べ読書量が減る傾向にあります。学業や部活の忙しさに加え、スマホなどに関心が移り、読書の意欲が薄れる場合もあるようです。図書館や地域の読書施設から離れる生徒も見受けられます。

そのため、保護者、学校、地域が、子どもの自主的な読書活動を支える取り組みが求められます。

3 家庭・地域・学校等・図書館

(1) 家庭・地域

子どもが、本と出会う一番身近な場所は家庭です。家庭に本と出会える環境があれば、いつでも本を読むことができます。家庭の読書環境を整えるには、保護者にその関心が必要不可欠です。地域、幼稚園・保育所、学校、図書館の取り組みにより、保護者に対し啓発する機会が増えました。引き続き、子どものライフステージに応じた読書の啓発を保護者に行うことが必要です。

また、地域の子どもの読書活動の状況が十分に把握されていない課題もあり、把握するための仕組みづくりなど改善が望まれます。

(2) 幼稚園・保育所

子どもと本との出会いの場となる読み聞かせやおはなし会などのさまざまな活動が展開され、絵本など蔵書も充実してきました。引き続き、読み聞かせ等の研修や保護者への啓発が望まれます。

(3) 学校

子どもの読書アンケートの結果では、多くの小学生が、「本をどのように準備しているか」については、学校の図書館としています。また、「学校の図書館に本がたくさんあれば、今以上に多くの本を読むようになる」と答えています。小学生の読書活動にとって、毎日通う学校図書館の役割は大きいと言えます。

小・中・高、特別支援学校の区別なく、子どもの読書活動を推進する上で、学校の図書館や読書環境を整えていくことは、重要かつ効果的なことです。そのためにも、今以上に司書教諭や学校司書が、児童生徒への読書活動の支援を展開できる状況が求められます。さらには、『学校図書館基本図書目録』などを参考に、図書の除籍や買い換え、新刊の購入など蔵書の充実が求められます。

(4) 図書館

図書館は、市民の読書活動の中心の場ですが、年齢が上がるにつれ、図書館などで本を借りる児童・生徒が少なくなる状況は大きな課題です。継続的に施設整備や図書資料を充実して、子どもたちが本と出会う環境を整えていくことが求められます。

また、子どもの読書活動推進のため、図書館は、学校、ボランティア、各施設などをつなぐ中核的ネットワーク機能の役割を果たすことが求められています。地域や学校との情報交換や支援、各種事業との連携を図り、子どもの読書活動推進のため総合調整を行うことが必要です。

6 まとめ

「市民、地域、行政が、それぞれの持つ役割と機能を発揮し連携する事により、それぞれのライフステージに応じた子どもの読書環境を充実する」「子どもたちがさまざまな場所で本と出会い、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような環境を整備する」という第1次及び第2次計画の目的を継承し、これまでの成果と課題を踏まえ、引き続き次期計画の実施に取り組みます。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の目標

家庭、地域、行政等が、それぞれの持つ役割と機能を発揮し連携することで、子どもの読書活動を推進し、読書に親しむことができるような機運を高めます。また、子どもたちが、さまざまな場所で本と出会い、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような環境を整備し、施策の推進を図ることを目的とします。

～家庭、地域、行政等の連携と地域社会全体での取り組みにより～
子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進める

2 計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料1)に基づく「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(資料4)、及び「福岡県子ども読書推進計画(改訂版)」(資料5)を基本とし、久留米市の子どもの読書活動推進に関する施策についての計画です。

また「文字・活字文化振興法」(資料2)の趣旨を実現する具体的な施策としても位置付けられます。

さらに、久留米市が策定した「久留米市新総合計画・第三次基本計画」(注16)、久留米市教育行政の基本指針である「久留米市教育施策要綱」(注17)、「第3期久留米市教育改革プラン」(注18)などを踏まえ、第3次の久留米市における読書活動推進の方向性を示すものです。

3 計画の基本方針

計画推進のために以下の基本方針を定めます。

(1) 市民、地域、行政の連携協力の推進

すべての子どもたちが、経済的な状況などに関わらず、身近な場所に本があり、読書を習慣として身につけるために、家庭、地域、学校、行政などが連携した取り組みを進めます。

(2) 子どもの読書活動のための環境整備の推進

子どもたちが、自主的に本に接することができるような施設や資料の充実に努めるとともに、子どもたちと本との豊かな出会いを支援する人の育成や配置を進めます。

(3) 子どもの読書活動推進を支える理解と関心

子どもたちの読書活動推進を図るため、保護者、学校関係者、ボランティアをはじめとする多くの市民の理解と関心を得るための計画を推進します。

4 計画の目標とする数値

計画の目標である「本との出会いと読書習慣の定着を進める」ため、目標とする数値を定めます。

項目	区分	現状値 平成 28 年	目標値 平成 31 年	(参考) 国の平 成 34 年目標
不読率 (1ヶ月に1冊も本を読 まなかった割合)	小学生	3.4%	2.5%以下	2%以下
	中学生	20.2%	15%以下	8%以下

5 計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

6 計画の期間

平成29年(2017年)度から平成31年(2019年)度までの3年間とします。

(過去2回の計画の期間は5年間でしたが、次期の市総合計画が平成32年(2020年)度から始まるため、今回は3年間とします)

第3章 計画推進のための方策

1 発達段階での意義や方策の方向性

計画の目標を達成するために、子どもの発達段階(縦軸)に応じた読書の意義や方策の方向性についてとらえた上で、家庭・地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館の各領域(横軸)で取り組んでいくための具体的方策を考えます。

・乳幼児

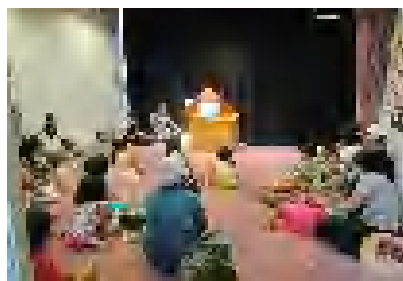
乳幼児期に、保護者などが子どもに対して行う「語りかけ」や「読み聞かせ」は、子どもに「本の世界の扉」を開き、読書活動の基礎を作る大切な働きかけです。おはなしや絵本の読み聞かせによって子どもは言葉を知り、心の基礎を育てます。

また、子どもにとって、保護者や周囲の人とふれあいを持ち、時間をともにする体験は、心のよりどころをつくり、健やかな成長の糧となります。第1次計画及び第2次計画にお

いて、進めてきた各種の方策をさらに充実します。

乳幼児に対する「語りかけ」や「読み聞かせ」の機会をさらに充実します

中央図書館での読み聞かせ



中央図書館でのおはなし会



・小学生

小学生にとって、学校や学校図書館は大きな役割を担っており、児童の学びの支援と豊かな心を育むことに大きな役割を果たします。

小学生は自主的に読書を始める時期になりますが、早い段階に家庭や学校などで、多くの本と出会い読書習慣を身につけることが重要です。そのため、低学年の場合は引き続き絵本の読み聞かせなどが大切です。読み聞かせる側と聞き手との間に同じイメージを共有するという体験が、聞き手のコミュニケーション能力や社会性、言語の発達を促進するだけでなく、生きる力の基礎となる想像力や感性を育みます。

中学年からは、本格的にひとり読みができる時期に入ります。読書により、新しい言葉を習得し、その言葉の内容を理解することで、思考力を高めます。また、知る喜びを味わうことで、知的好奇心を喚起し、さらなる読書へ興味を持つようになります。

そのために、小学生と本を結びつけるために、特に学校図書館と市立図書館は、今まで以上に連携・協力して、組織的に小学生の読書活動を支援して行くことが重要です。

小学生に対する読み聞かせを充実します

小学生の読書推進のため保護者、学校、地域、図書館は連携・協働して支援します

・中学生、高校生など

この時期は子どもから大人への過渡期であり、思春期を迎え身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期です。個人的な好みが明確になり、スマホやゲーム機などを使うことへ関心が移り読書への関心が薄れる場合もあります。

しかし、この時期の読書は、個性を磨き、創造力や想像力、また判断力を身につける上で大きな影響力をもちます。保護者、学校、地域、図書館は、連携・協働して中高生の自主的な読書を尊重し、支えることが大切です。

中高生の自主性を尊重し、読書推進のため保護者、学校、地域、図書館は連携・協働して支援します

2 各領域での方策

1 家庭・地域

家庭は、生活の基本となる場です。ほとんどの子どもたちは、家庭生活の中で読書活動が習慣化されます。アンケートでも、本を読むことが好きになった理由として、「小さい頃家族に本を読んでもらったから」「家に本があったから」が高い割合を示しています。家庭での本との出会いは、かけがえのない体験として子どもたちの財産となります。

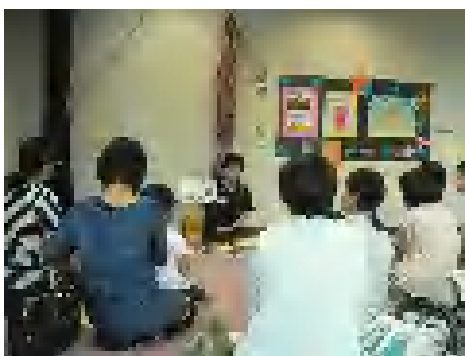
また、家庭の近くの地域には、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や活動が整備されています。市民センター多目的棟図書室や男女平等推進センター図書情報ステーション、くるん図書コーナーなど読書活動にかかわる施設があります。さらに、コミュニティセンターや学童保育所、地域子育て支援センターなどもあり、これらの施設の読書環境の充実により、自分たちの意思で利用したり、読書活動に参加をして家族以外の地域の人々とのふれあいの中で、本と出会う体験の広がりが生まれます。

家庭の読書活動と地域の読書環境の整備を進めるため、下記事業に取り組みます。

また、家庭・地域における子どもの読書活動の推進のためには、保護者の啓発が大切であり、そのためブックスタート参加率などを目標とする数値を定めます。

項目	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 31 年度
ブックスタート参加率	60.3%	64%以上
学童保育所への団体貸出数	22,420 冊	30,000 冊

家読で楽しむ絵本の紹介



(推進の取り組み)

継続

ボランティア活動・各種助成の情報提供

地域の図書機能の充実

充実

ブックスタート事業、すくすく子育て委員会による読書活動

学童保育所への読書活動支援

地域子育て支援センターや隣保館等における読書環境及び読書活動

新規

家読(注19)の推進

家庭での家族との読書推進のため、必要な資料・情報の提供や保護者啓発のための講座を開催。

2 幼稚園・保育所・認定こども園

幼稚園・保育所・認定こども園は、子どもたちが読み聞かせを通して心地よさや楽しさを味わい、想像力や豊かな心を育むとともに、本との出会いが広がる可能性を持った場所です。就学前の感受性が豊かな時期に受けた読書体験が、家庭での読書に広がっていくため、それぞれの場所での積極的な取り組みが期待されます。

そのため、引き続き絵本と親しむ機会を充実します。また、読み聞かせ等を行う職員の学習会を行い、保護者に絵本の大切さを伝える取り組みを進めるため、下記事業に取り組みます。

また、読書活動の充実や保護者への啓発をはかるため、各施設による絵本スペースの整備と保護者への働きかけ(保護者学習会、懇談会、絵本の貸出、絵本の紹介等)を目標とする数値を定めます。

項目	現状値	目標値
	平成28年度	平成31年度
絵本スペースの整備	84%	90%以上
保護者への働きかけ	78%	100%

(推進の取り組み)

継続

読み聞かせ実施

絵本スペース整備

充実

保護者への働きかけ

3 学校

児童や生徒が、本を読むことが好きになる理由は、「学校の読書の時間で本を読むようになってから」が高い割合になっています。子どもたちが本と出会い、読書の楽しみを知る契機となる可能性を持っているのは、先生や友だちと時間を共有する学校です。

文部科学省は、「学校図書館の整備充実について」(注 20)において、「学校図書館ガイドライン」を定めました。ガイドラインでは、学校図書館の目的・機能から運営・利活用、学校図書館に携わる教職員等、図書館資料内容及び施設整備、学校図書館の評価に至るまで、学校図書館の望ましい在り方が示されています。

今後、学校図書館は、児童生徒の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能や主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング(注 21)の視点からの学び)を進める機能など、学校教育の中核的役割を果たすことが期待されるものと思われます。そのため、学力向上の点からもこれまで以上に、学校教育の中での読書活動の積極的な取り組みと市立図書館との連携を図り、次の事業に取り組みます。

また、久留米市教育委員会では、「第3期久留米市教育改革プラン」において、「わかる授業【学力の保障と向上】」を3つの重点のひとつにあげ、「全国学力・学習状況調査結果」で全国平均を超えることを具体的な評価指標としています。読書を通しての学力支援を行うため、小学生と中学生の不読率の数値目標の他、次の目標とする数値を定めます。

項目	現状値	目標値
	平成 27 年度	平成 31 年度
1 か月に 3 冊以上の小学生読書率	84.7%	87%以上
小・中学校の年間学校図書貸出数	104 万冊	106 万冊以上

(推進の取り組み)

継続

読書ボランティア活動の推進

充実

読書活動の推進

司書教諭・学校司書の充実

学校図書館の整備

市立図書館・学校図書館合同研修会



学校図書館ボランティア研修会



4 図書館

図書館は、住民の求める資料情報を提供するセンターとしての役割があります。とりわけ、子どもの読書活動を推進していく上で中心となるべき機関であり、読書に関する専門的職員を配置し、活動推進のさまざまな取り組みを調整する機能も担っています。そのため、図書館を中心とした書籍、人、情報などのネットワーク機能を一層充実することが求められます。

また、その機能や仕組みを活用し、学校図書館だけでなく近年、需要が急増している学童保育所や、何らかの理由で図書館を利用することができない子どもたちに対する支援を強化していく必要があります。加えて、今日の就学後の子どもの学校生活は忙しく、子どもの活動も多様化しており、学校教育の中だけで読書活動を推進していくことは限界があります。そのため、図書館と学校・地域が有機的に連携・協働し、次の事業に取り組みます。また、次のとおり目標とする数値を定めます。

項目	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 31 年度
図書館児童書貸出数 (中央館、六ツ門、4 地域館)	536,530 冊	570,000 冊以上
図書館児童図書蔵書数 (中央館、六ツ門、4 地域館)	24 万冊	25.5 万冊以上
読書支援を行う団体数	48 団体	60 団体

(推進の取り組み)

継続 (主な取り組み)

児童図書整備、おはなし会などの開催、絵本の勉強会、ブックトークをきいてみようの実施、読書ボランティア及び職員派遣、特別支援学校・学級への読書支援、ボランティア養成・支援

充実

児童図書整備、図書再活用、団体貸出 (一人親支援拠点施設、子ども食堂等)、調べもの支援、病院内学級への読書支援、図書館の仕事体験

新規

おすすめ本貸出セットの整備

学童保育所など地域の読書支援のため、図書館司書が薦める本を約 100 冊セット組み貸出す。

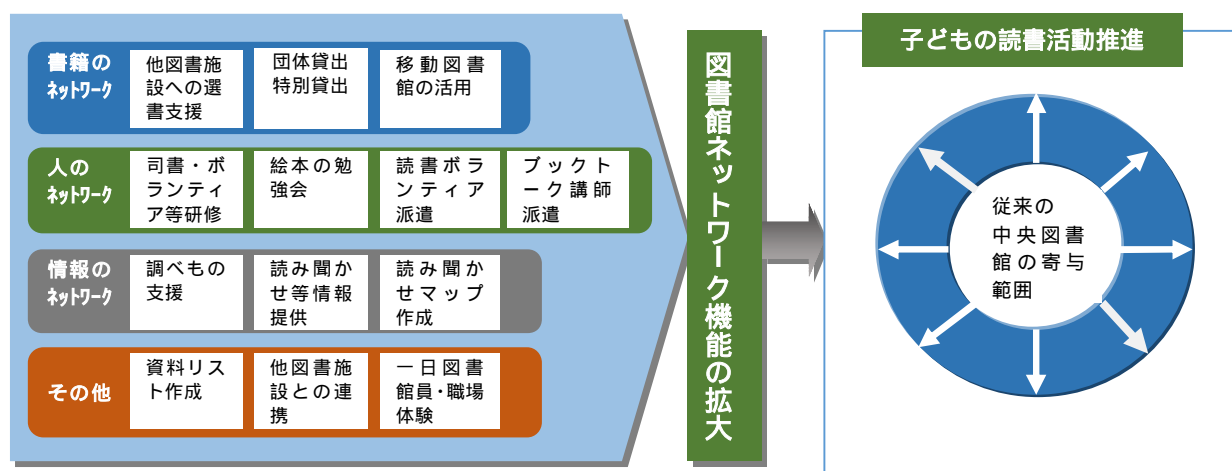
ビブリオバトル・ビブリオトークの実施(注 22)

思い出の一冊や感動の一冊などお薦め本を発表し、人気のある本を決めるブリオバトル・ビブリオトークを子どもを対象に開催する。

学校図書館担当職員配置

図書館職員一人を学校の読書相談の窓口として配置し、教育委員会の学校図書館支援員と連携して子どもの読書を支援する。

図書館ネットワーク機能の拡充イメージ



団体貸出のためパック詰めされた本



5 効果的な計画推進のために

(1) ネットワーク

計画の具体的実施は、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館などそれぞれの場で行われます。大切なことは、これらの活動をつなぎ、久留米市の読書に関する総合的取り組みとして実施していくことです。そのために、引き続き図書館が中心となり、相互の情報交換、連携支援を行い、子どもの読書に関するネットワークづくりを進めます。

(2) 人材育成

子どもの読書活動推進のために、子どもと本とを結びつける人の役割が大切です。図書館における司書、学校における司書教諭や学校司書など、専門的職員の育成は計画推進に大きな意味を持ちます。

また、専門的職員の活動とともに、本との出会いの機会をつくる上で、ボランティアの役割が欠かせません。地域での読書活動、また幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図

書館などにおいてさまざまな活動が行われています。今後は専門的職員の育成による資質向上や、ボランティアとの協働による効果的な事業に取り組みます。

(3) 計画の周知

久留米市として取り組みを進めていく上で、子どもの読書活動の意義や重要性に対する市民一人ひとりの理解と関心が欠かせません。引き続き、家庭や地域に対し、また、それぞれの機関や団体で、子どもの読書活動についての周知を行います。

特に、4月23日は、「子ども読書の日」として「子どもの読書活動推進に関する法律」により定められています。引き続きこの日を中心に市内各所で連携して行事を実施することにより、市民の理解と関心を高めることに努めます。

(4) 財政措置

久留米市は、この計画に示された施策実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

国や県に対し、子どもの読書活動の推進に関する施策に必要な財政的支援の働きかけを行います。

第4章 施策表

1 家庭・地域

	項目	内容	実施区分	担当・所管
1	ブックスタート	子育て支援及び、乳児期から本（絵本）に親しむ事業として市内9カ所で継続実施。また久留米市の新生児訪問事業と連携。 ボランティアの養成、スキルアップ研修実施	充実	中央図書館 地域館 地域保健課 子ども政策課 子ども施設事業課
2	家読の推進	家読の推進のために、必要な資料・情報の提供、ブックリストの作成、講座などの実施	新規 統合	中央図書館 地域館
3	すくすく子育て委員会	すくすく子育て委員会による、小学校区での読書活動及び乳幼児期の子どもに応じた内容の充実	充実	子ども政策課
4	ボランティア活動 各種助成の情報提供	子どもの読書に取り組むボランティア団体に対し、活動に関する助成金情報の提供などの支援を行う。	継続	協働推進課 関係各課
5	書店	書店商業組合などを通じ、市内書店での読書推進に関する広報、展示の協力促進	継続	中央図書館
6	校区コミュニティセンター	図書館の団体貸出などの制度活用による資料充実 地域での読書ニーズに応じた場の提供などによる読書活動支援 人権啓発図書（絵本）の配布や土曜塾での読書時間設定等による読書活動の支援	継続	地域コミュニティ課 生涯学習推進課 中央図書館
7	学童保育所	図書館の団体貸出などの制度活用によるさらなる図書充実及び読書活動支援	充実	中央図書館 子ども政策課
8	市民センター 多目的棟図書室	絵本・児童図書スペース確保 資料及び貸出サービス充実	継続	市民センター
9	子育て交流プラザくるるん	絵本スペース設置、貸出 読み聞かせ会開催	継続	子ども政策課
10	男女平等推進センター 図書情報セッション	絵本スペース設置、貸出	継続	男女平等推進センター
11	地域子育て支援センター	絵本スペース設置 乳幼児と保護者を対象に絵本の紹介と読み聞かせ実施	充実	子ども政策課

		絵本の講座開催		
12	隣保館	図書館の団体貸出等の制度活用による図書充実及び読書活動支援	充実	中央図書館 関係各課
13	児童センター	絵本スペース設置 乳幼児と保護者を対象に読み聞かせ実施	継続	子ども政策課

2 幼稚園・保育所・認定こども園

	項目	内容	実施区分	担当・所管
14	読み聞かせ実施	研修会へ参加し、具体的な読書活動の技術を身に付けて読み聞かせ実施	継続	子ども施設事業課
15	絵本スペース整備	絵本コーナー等の整備のほか、図書館の団体貸出、図書の再活用制度、絵本購入などによる読書環境の充実	継続	
16	保護者への働きかけ	絵本の貸出、読書活動推進のための情報提供、保護者向け学習会等の実施。	充実	

3 学校

	項目	内容	実施区分	担当・所管
17	読書活動の推進	全校一斉読書及び学校図書館資料を活用した調べ学習などの読書活動の定例的な実施の推進	充実	学校教育課 南筑高校 久留米商業高校
18	読書ボランティア	読書ボランティアの導入や保護者との連携による読書活動の推進	継続	
19	司書教諭	法に基づく配置確保、及び11学級以下の学校への配置推進 職務への理解促進	充実	教職員課 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校
20	学校司書	司書資格を有する学校司書の配置推進 研修の充実	充実	
21	学校図書館整備	学校図書館蔵書数の増加及び購入する本の内容にも配慮した整備・更新	充実	学校施設課 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校

4 図書館				
	項目	内容	実施区分	担当・所管
22	環境整備	各施設内の児童サービスに係る環境整備	継続	中央図書館 地域館
23	児童図書整備	現在(平成27年度末)約24万冊の児童図書を25万冊まで整備(平成31年度末目標)	充実	
24	図書再活用	図書再活用により、学校、幼稚園・保育所・認定こども園、学童保育所、校区コミュニティセンターなど関連施設への資料整備支援	充実	
25	おすすめ本貸出セットの整備	小学生に読んでほしい本100冊をセット組み、希望の団体へ貸出	新規	
26	おはなし会などの開催	定例的なおはなし会、クリスマス会など季節の催しを継続実施 乳幼児向け企画の実施	継続	
27	資料展示	季節や時事に関する資料展示による資料利用の活性化	継続	
28	講演会開催	絵本・児童文学など子どもの読書活動に関する講座・講演会の開催による読書活動の推進	継続	
29	絵本の勉強会	ボランティアを講師に、絵本の読み方与え方や新刊情報などを共有する勉強会の継続実施	継続	
30	ブックトークをきいてみよう	夏休みと冬休みに中央図書館においてブックトークの実施	継続	
31	読書ボランティア及び職員派遣	学校や施設及び子育てサークルなどのグループへ、読み聞かせやブックトークを実施するための読書ボランティアや職員(司書)派遣	継続	
32	ビブリオバトル・ビブリオトーク	本を通して交流を深めるビブリオバトルやビブリオトーク	新規	
33	団体貸出	団体貸出による学校・学童保育所など地域の読書活動支援	充実	
34	特別貸出	特別貸出による学校の授業や保育所での読書活動などへの支援	継続	
35	新1年生登録	毎年5～6月期、未登録の新小学1年生を対象に学校を通じての利用登録実施	継続	
36	調べもの支援	子どもたちの学校の課題などを解決するための資料や情報の提供、子ども用パスファインダー(注)	充実 統合	

		2 3)の作成		
37	病院内学級への読書支援	移動図書館による病院内学級への貸出や読み聞かせの実施	充実	中央図書館 地域館
38	特別支援学校・学級への読書支援	関係機関やボランティアと連携協力による、子どもの状況に適した資料と提供方法の整備	継続	
39	司書配置	司書有資格者の計画的な配置の推進	継続	
40	ボランティア養成・支援	読み聞かせ・ブックスタートなどのボランティア養成講座の実施 研修の継続的实施による活動の支援	継続	
41	学校・公共図書館合同研修会	小・中・高校・特別支援学校と市立図書館との情報交換・研修会の実施	継続	
42	学校図書館担当職員配置	市立図書館全館に学校図書館の読書相談窓口となる司書を配置	新規	
43	図書館の仕事体験	1日図書館員や職場体験など、児童・生徒の図書館の仕事体験を通して読書活動の広がりを目指す	充実	
44	学校読書ボランティア研修	学校読書ボランティアのスキルアップ研修	継続	
45	図書館ホームページ活用	図書館 HP を活用し、子どもと本との出会いを促す効果的な情報伝達方法の検討、実施	継続	
46	資料リスト作成	講演・研修会、展示などの資料リストやテーマに応じたブックリストの作成、配布	継続	
47	メディア活用	地域メディアを活用した広報活動の推進	継続	
48	利用案内及び啓発ちらし作成	学校関係者のための図書館利用案内の充実 保護者向け啓発ちらしなどによる家読の推進	継続	
49	読み聞かせマップ作成	読み聞かせを実施している市内施設案内マップの作成、配布	継続	

5	ネットワーク			
	項目	内容	実施区分	担当・所管
50	進行管理	施策実施状況を各年集約、HP 掲載など公表手法の検討・実施	継続	中央図書館
51	連携協力	市、関係機関などとの情報交換、連携支援	継続	

本文用語注記

- (注1)「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」……………1頁
子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定した。子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備を推進する観点から、施策の基本的方向と具体的な方策を示したもの。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/05/_icsFiles/afieldfile/2013/05/17/1335078_01.pdf (第3次計画)
- (注2)「福岡県子ども読書推進計画」……………1頁
子どもの読書活動の推進を福岡県における教育行政施策として明確に位置付け、基本理念や施策推進のための基本的方針を示したもの。
<http://www.lib.pref.fukuoka.jp/hp/kodomo/link/keikaku.pdf> (改訂版)
- (注3)不読率……………2頁
1カ月に漫画、雑誌、教科書、参考書を除いて、全く本を読まない人の割合
- (注4)司書教諭、(注5)学校司書……………2頁
司書教諭は、教員免許をもった上で司書教諭講習を終了した者で、学校図書館法により「学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されている。
学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する者。学校において司書教諭は必ずしも専任ではなく、学校司書が実務的に図書館業務に当たる体制が広がっている。資格について制度上の定めはない。
- (注6)スローメディア……………3頁
映像メディアに接する時間を減らし、その時間を使って、家族で話や読書をする取り組み。
- (注7)ブックスタート……………3頁
すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動として、1992年(平成4年)に英国で始められた事業。日本では、2000年(平成12年)の「子ども読書年」に紹介された。久留米市では、子育て支援事業として2002年(平成14年)スタート。
- (注8)全校一斉読書……………6頁
学校等で朝の授業が始まる前などに、全校で一斉に本を読む活動。
- (注9)子ども読書の日・読書週間等の読書活動……………7頁
「子ども読書の日」4月23日。「子どもの読書活動推進に関する法律」により規定。
「こどもの読書週間」4月23日～5月12日。読書推進運動協議会主催。1959年(昭和34年)から。
「読書週間」10月27日～11月10日。文化の日を中心とする2週間。読書推進運動協議会主催。1947年(昭和22年)から。
- (注10)学校図書館支援員……………7頁
平成22年度から学校図書館の支援のため、1名の支援員を教育委員会学校教育課に配置された。

- (注11) 学校図書館図書標準 ……………8 頁
 文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。
- (注12) ブックトーク ……………8 頁
 ひとつのテーマにそって選んだ数冊の本を順序よく紹介することで、読書への動機付けを図ること。
- (注13) 団体貸出制度 ……………8 頁
 地域における読書活動を行う団体（市内の各種機関などに対して資料の提供及び活動支援を行う。）
- (注14) 特別貸出制度 ……………8 頁
 学校の授業等を支援するために、貸出期間や貸出冊数を超えて特別に貸し出しを行う制度。
- (注15) 子どもの貧困率 ……………10 頁
 17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が一定基準（貧困線）に満たない子どもの割合をいう。貧困線とは等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額のこと。
- (注16) 「久留米市新総合計画・第三次基本計画」 ……………13 頁
 久留米市の平成27年から5年間の基本的施策の方向性を示す総合計画。「水と緑の人間都市」の基本理念のもとに「誇りがもてる美しい都市」「市民一人ひとりが輝く都市」「活力あふれる中核都市」を目指す都市像としている。
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3010sougou/4025kousou3/files/2015-0317-0845.pdf>
- (注17) 「久留米市教育施策要綱」 ……………13 頁
 久留米市総合計画に基づく教育行政の基本指針として定めるもの。具体的施策を、久留米市教育施策要綱として毎年度定めている。
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/kyoiku/shisaku/index.htm>
- (注18) 「第3期久留米市教育改革プラン」 ……………13 頁
 久留米市における、学校教育を中核とした教育行政についての中期的事業プラン。「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標とし、『夢に向かって学ぶ「くるめっ子」』を目指す子どもの姿としており、その具体的推進を目指す。平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間とする。
<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2010kyoiku/3080kyouikukaikaku/files/no3plan2.pdf>
- (注19) 「家読」 ……………17 頁
 「家読（うちどく）」とは「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んでもコミュニケーションし「家族の絆づくり」をすることを目的としている。「家読」のやり方は、家族で本を読んで読んだ本について話をする。
- (注20) 「学校図書館の整備充実について」 ……………18 頁
 文部科学省が「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、取りまとめられ

た「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を踏まえ、学校図書館の運営等や学校司書の資格・養成等について定めたもの。平成 28 年 11 月 29 日に公表された。

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/02_mext_28monnkasyo1172_tosyokannjuujitu_.pdf

- (注 2 1) アクティブ・ラーニング ……………18 頁
教師による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学びへの参加を取り入れた学習法の総称。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれる。
- (注 2 2) ビブリオバトル・ビブリオトーク……………19 頁
発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に本を紹介する。それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする。
- (注 2 3) パスファインダー ……………25 頁
あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもので、効率的に探している資料を見つけることができる。

資料編

- 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
(子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議)
- 2 「文字・活字文化振興法」
- 3 「国民読書年に関する決議」
- 4 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」
- 5 「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」
- 6 久留米市立図書館協議会委員名簿
- 7 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画調整会議委員名簿
- 8 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ関係部課名
- 9 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画審議会開催経過
- 10 第3次久留米市子どもの読書に関するアンケート調査結果

1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」 (平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども

読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議 (衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 「文字・活字文化振興法」

(平成17年7月29日 法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物

その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行わなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活

字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行動が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

3 「国民読書年に関する決議」

(平成20年6月6日)

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議(第169回国会、決議第2号)

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年(西暦1999年)に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年(西暦2001年)には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年(西暦2005年)には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年(西暦2010年)を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあ

らゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

4 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)

(平成25年5月 閣議決定)

(第3章 基本的方針)

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重

要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

2. 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りにも努めることが必要である。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

5 「福岡県子ども読書推進計画(改訂版)」

(平成28年8月 福岡県教育委員会)

(概要)

1 基本目標

(1) 読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

また、読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

「福岡県子ども読書推進計画」においては、読書活動とは、読書という本を読む行為と読書に関する様々な活動とを併せたものと定義しており、学校・家庭・地域・民間において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことで、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動の現状としては、平成 27 年度の第 61 回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1 か月の平均読書量は、小学生が 11.2 冊、中学生が 4.0 冊、高校生が 1.5 冊となっています。また、1 か月間に 1 冊も本を読まなかった者の割合は、小学生 4.8%、中学生 13.4%、高校生 51.9% で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかがえます。

学校においては、朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、児童生徒の読書リーダーや読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。特に「朝の読書」等では、「学級全体が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、親子で同じ本を読んだり、リレー方式で本の感想等の情報交換をしたりするなど家庭における読書活動の取組も広がりはじめ、子どもの読書習慣の定着とともに、親子のコミュニケーションづくりの場ともなっています。

さらに、関係課において図書館、子どもの読書活動推進機関・団体等と連携して、環境整備を含めた子どもの読書活動の定着・充実を図る取組を実施しています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

（２）計画の目標

子ども（おおむね 18 歳以下を指す。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となり、子どもの読書習慣を形成する時期となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、全校一斉読書や読書指導等の学校教育活動や地域の図書ボランティア等と連携した様々な取組を通して、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書の習慣を定着させることが重要です。

中学生・高校生では、生涯にわたる読書の習慣を確立させるため、取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 1 項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第 2 項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「福岡県総合計画『県民幸福度日本一』の福岡県を目指して」（平成 24 年 3 月）の中には子どもの読書活動の充実が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進し、子どもの読書習慣の形成・定着・確立を図るため、4 つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

（１）家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく

「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が挙げられます。まずは、「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期をはじめとして、読書習慣を形成するために重要な役割を持っており、また「地域」とともに、休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、地域における読書活動の推進を通して、子どもの読書習慣を形成し、定着させ、確立させる上で重要な役割を持っています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を、一層充実させる必要があります。

「学校」は、学習指導要領において読書活動の位置付けがあり、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる必要があります。これらを踏まえ学校図書館は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動などを含め、学校の教育活動全体を通して多様な読書活動が展開され、子どもの読書習慣の定着・確立を図る上で重要な役割を持っています。このため、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

「民間」は、子どもの読書活動に関する関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

例えば、読書習慣等の市町村での取組、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。

また、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動を充実させるとともに、民間ネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るためにも「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これらの民間団体の活動を支援します。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図ることは、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身につけていく上で重要なことから、

地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

(3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進し、生涯にわたる読書習慣を身につけていくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施でき、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身に付けていく上で効果的であると考えます。

また、書店商業組合を通じた各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

6 久留米市立図書館協議会委員名簿

区分	氏名	役職名
学校教育関係	遠山 和良	聖使幼稚園園長
	武下 善則	久留米市立三潴小学校校長
	原 章	久留米市立三潴中学校校長
	長 俊一	福岡県立明善高等学校長
社会教育関係	古賀 隆子	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	吉富 道治	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	今村 俊治	久留米市社会教育委員
家庭教育関係	永松 千枝	図書館ボランティア（北野図書館）
	中園 壽子	図書館ボランティア（城島図書館）
	深見 洋子	図書館ボランティア（音訳）
	保坂 貞博	川会保育所園長
学識経験者	山田 貴生	久留米市議会議員
	川島 久美子	日本子どもの本研究会福岡支部
	別府 龍江	全国童話人協会
	永利 和則	日本図書館協会
	遠山 潤	久留米大学特命教授
	中野 里恵	福岡県立図書館副館長

会長 副会長

7 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画調整会議委員名簿

所属	氏名
協働推進部	秦 美樹
市民文化部	竹村 政高
健康福祉部	笠 幸則
子ども未来部	豊福 由起子
教育部	大久保 隆

8 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ関係部課名

部局	課	担当人数
協働推進部	協働推進課	1名
市民文化部	総務	1名
	生涯学習推進課	1名
	中央図書館（事務局）	3名
健康福祉部	保健所地域保健課	1名
子ども未来部	総務	1名
	子ども政策課	1名
	子ども施設事業課	1名
教育部	総務	1名
	学校教育課	2名

ワーキンググループ会議



9 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画審議会開催経過

期 日	事 項	内 容
(平成28年)		
5月～6月	久留米市子どもの読書に関するアンケート実施・集約	
6月30日	ワーキンググループ会議(第1回)	計画の概要説明
7月27日	ワーキンググループ会議(第2回)	第2次計画の総括作成、第3次計画素案作成アンケート報告
7月29日	久留米市立図書館協議会(第1回)	第2次計画の総括審議、第3次計画素案審議
8月25日	ワーキンググループ会議(第3回)	第2次計画の総括作成、第3次計画素案作成
9月20日	ワーキンググループ会議(第4回)	第2次計画の総括作成、第3次計画素案作成
10月20日	ワーキンググループ会議(第5回)	第2次計画の総括作成、第3次計画素案作成
10月27日	久留米市立図書館協議会(第2回)	第2次計画の総括審議、第3次計画素案審議
11月10日	調整会議(第1回)	第2次計画の総括作成、第3次計画素案作成
11月25日	ワーキンググループ会議(第6回)	第3次期計画素案作成
12月13日	久留米市立図書館協議会(第3回)	第3次計画素案審議
12月21日	ワーキンググループ会議(第7回)	第3次計画素案作成
(平成29年)		
1月5日～	パブリックコメント募集	
2月3日		
2月8日	ワーキンググループ会議(第8回)	第2次計画の総括作成、第3次計画素案作成、パブリックコメント集約
2月16日	教育民生常任委員会報告	
2月22日	教育委員会報告	
2月23日	久留米市立図書館協議会(第4回)	第2次計画の総括審議、第3次計画審議

パブリックコメントでいただいたご意見や、ご意見に対する考え方は、久留米市ホームページに掲載しています。

10 第3次久留米市子どもの読書に関するアンケート調査結果

1. 調査の概要について

アンケート内容・・・家庭や学校等での読書活動の現状
 実施時期・・・平成28年5月～6月

(1) 小学生へのアンケート

アンケート対象・・・小学4・5・6年生
 実施方法・・・図書館から市立小学校22校26クラスに依頼し、一クラスを選び実施
 下田小と浮島小は4・5・6年生の児童全員に実施
 回収数・・・597人

(2) 中学生へのアンケート

アンケート対象・・・全学年
 実施方法・・・図書館から市立中学校17校に依頼し、一クラスを選び実施
 回収数・・・565人

(3) 高校生へのアンケート

アンケート対象・・・全学年

実施方法・・・図書館から各市立高校2校に依頼し、各学年から一クラスを選び実施
 回収数・・・237人

(4) 保護者へのアンケート

アンケート対象・・・小学1・2・3年生の保護者
 実施方法・・・図書館から市立小学校26校30クラスに依頼し、一クラスを選び実施
 下田小と浮島小は1・2・3年生の保護者全員に実施
 回収数・・・585人

2. 主な結果

問2 本を読むのが好きか。

- ・ 小学生.....好き 56.0% 少し好き 32.8% 計 88.8%
- ・ 中学生.....好き 35.8% 少し好き 37.6% 計 73.4%
- ・ 高校生.....好き 39.2% 少し好き 43.9% 計 83.1%

問3 なぜ本を読むのが好きになったか。

	小学生	中学生	高校生
小さい頃家族に読んでもらったから	35.6%	21.1%	25.4%
小さい頃本屋や図書館に連れて行ってもらった	27.7%	25.2%	24.4%
家族や先生に読むようにすすめられたから	11.7%	10.2%	13.2%
学校の「読書の時間」で読むようになってから	42.4%	31.1%	41.1%
幼稚園・保育園の先生に読んでもらったから	27.3%	10.7%	5.1%
本をプレゼントされたから	19.3%	9.0%	4.1%
家に本があったから	37.7%	37.6%	25.4%

問4 なぜ本を読むのが嫌いになったか。

	小学生	中学生	高校生
読書感想文や読書感想画を書くのが嫌だった	38.8%	29.5%	35.0%
本を読むのは難しい	19.4%	24.2%	30.0%
本を読むのは面白くない	43.3%	49.0%	45.0%

問5 1カ月にどれだけ本を読むか。

	小学生	中学生	高校生
ぜんぜん読まない。	3.4%	20.2%	11.9%
1～2冊	12.0%	37.9%	66.5%
3～5冊	21.5%	26.1%	13.1%
6～9冊	20.3%	8.6%	5.9%
10冊以上	42.9%	7.2%	2.5%

問6 読む本をどんなにして準備しているか。

	小学生	中学生	高校生
家にある本を読む	58.1%	46.7%	40.9%
学校図書室・学級文庫から借りる	73.7%	36.8%	17.3%
家族又は自分で買う	41.2%	54.5%	70.0%
図書館、市民センター等から借りる	40.4%	18.9%	8.9%

問7 本を読むことについてどう思うか。

	小学生	中学生	高校生
楽しい	72.5%	50.6%	64.1%
感動する	25.0%	18.1%	31.6%
考える力がつく	46.1%	35.0%	38.8%
物知りになる	32.8%	45.7%	49.4%
家族・友達との話題が増える	33.0%	16.5%	13.5%
めんどろだ	3.7%	9.0%	6.3%
読みたい本がまわりにない	4.7%	6.4%	2.5%
面白くない	4.0%	5.7%	3.8%

問8 どうすれば今よりたくさん本が読めるようになると思うか。

	小学生	中学生	高校生
テレビ・ゲーム・スマホ・インターネットの時間を減らす	42.9%	50.4%	69.6%
学校図書室にたくさん本がある	51.6%	40.0%	19.8%
学校図書室に本の事を教えてくれる先生がいる	15.7%	8.7%	5.5%
家族と一緒に本を読む	16.9%	4.6%	4.6%
家の人に図書館に連れて行ってもらう	45.1%		

久留米市子どもの読書に関するアンケート回答集約表

小学4・5・6年生

中学生

高校生

小学1・2・3年生の保護者

H28/H23/H18 子どもの読書アンケート比較(4・5・6年生)

番号	質問内容	調査年度	H28年度調査		H23年度調査		H18年度調査	
		調査対象数	606		580		600	
		提出数/回収率	提出数	回収率	提出数	回収率	提出数	回収率
問1	あなたは何年生ですか	質問項目	597	98.5%	574	99.0%	586	97.7%
		1.4年生	173	28.5%	187	33.0%	188	32.0%
		2.5年生	199	32.8%	179	31.0%	192	33.0%
		3.6年生	225	37.1%	208	36.0%	206	35.0%
		提出数/回収率	597	98.5%	574	99.0%	586	97.7%
問2	あなたは本を読むのが好きですか	1.好き	333	56.0%	259	45.1%	332	57.0%
		2.少し好き	195	32.8%	252	43.9%	190	32.6%
		3.少しきらい	43	7.2%	37	6.4%	41	7.6%
		4.きらい	24	4.0%	26	4.5%	17	2.9%
		無回答	2		0		3	
問3 問2で「好き・少し好き」と答えた人	あなたはなぜ本を読むことが好きになったんですか (複数回答) *好き・少し好きと回答した児童に対する割合	1.小さい頃家族に本を読んでもらったから	188	35.6%	183	35.8%	202	38.7%
		2.小さい頃本屋や図書館に連れて行ってもらったから	146	27.7%	150	29.4%	156	29.9%
		3.家族や先生に、本を読むようにすすめられたから	62	11.7%	44	8.6%	62	11.9%
		4.学校の「読書の時間」で本を読むようになってから	224	42.4%	190	37.2%	253	48.5%
		5.幼稚園(保育所)の先生に読んでもらったから	144	27.3%	135	26.4%	136	26.1%
		6.本をプレゼントされたから	102	19.3%	102	20.0%	88	16.9%
		7.本が好きな友だちがいたから	60	11.4%	38	7.4%	48	9.2%
		8.家に本があったから	199	37.7%	184	36.0%	193	37.0%
		9.その他	89	16.9%	88	17.2%	81	15.5%
問4 問2で「少し嫌い・嫌い」と答えた人	あなたは、なぜ本を読むことが嫌いになったんですか (複数回答) *嫌い・少し嫌いと回答した児童に対する割合	1.むりやり本を読まされた	4	6.0%	1	1.6%	7	11.5%
		2.読書感想文や感想画をかくのが嫌だった	26	38.8%	36	57.1%	34	55.7%
		3.本を読むのは難しいから	13	19.4%	8	12.7%	13	21.3%
		4.本を読むのは面白くない	29	43.3%	25	39.7%	23	37.7%
		5.自分のまわりに本がない	5	7.5%	2	3.2%	4	6.6%
		6.その他	11	16.4%	9	14.3%	9	14.8%
問5	あなたは、1ヶ月にどのくらい本を読みますか	1.ぜんぜん読まない	20	3.4%	17	3.0%	18	3.1%
		2.1~2冊	71	12.0%	99	17.5%	93	16.2%
		3.3~5冊	127	21.5%	139	24.6%	133	23.2%
		4.6~9冊	120	20.3%	138	24.4%	121	21.1%
		5.10冊以上	254	42.9%	173	30.6%	208	36.3%
		無回答	5		8		13	
問6	あなたは、読む本をどのようにして用意していますか (複数回答)	1.家にある本を読む	347	58.1%	343	59.8%	342	58.4%
		2.学校の図書室や学級文庫から借りる	440	73.7%	417	72.6%	461	78.7%
		3.市の図書館、移動図書館、市民センターなどで借りる	241	40.4%	160	27.9%	209	35.7%
		4.家族に買ってもらうか自分で買う	246	41.2%	243	42.3%	255	43.5%
		5.友だちから借りる	48	8.0%	36	6.3%	42	7.2%
		6.読まない	19	3.2%	22	3.8%	12	2.0%
		7.その他	7	1.2%	10	1.7%	9	1.5%
問7	あなたは、本を読むことについてどう思いますか (複数回答)	1.楽しい	433	72.5%	395	68.8%	461	78.7%
		2.感動する	149	25.0%	125	21.8%	158	27.0%
		3.考える力がつく	275	46.1%	219	38.2%	251	42.8%
		4.物知りになる	196	32.8%	168	29.3%	195	33.3%
		5.家族や友だちとの話題がふえる	197	33.0%	157	27.4%	175	29.9%
		6.めんどろだ	22	3.7%	23	4.0%	29	4.9%
		7.読みたい本がまわりにない	28	4.7%	17	3.0%	15	2.6%
		8.面白くない	24	4.0%	19	3.3%	18	3.1%
		9.その他	38	6.4%	38	6.6%	21	3.6%
問8	あなたは、どうすれば今までよりたくさん本が読めるようになると思いますか (複数回答)	1.テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす	256	42.9%	249	43.4%	258	44.0%
		2.学校の図書室に本がたくさんある	308	51.6%	285	49.7%	314	53.6%
		3.学校の図書室に本のことを教えてくれる先生がいる	94	15.7%	54	9.4%	92	15.7%
		4.家族といっしょに本を読む	101	16.9%	90	15.7%	79	13.5%
		5.家の人に図書館に連れて行ってもらう	269	45.1%	203	35.4%	217	37.0%
		6.その他	38	6.4%	31	5.4%	24	4.1%

H28/H23/H18 子どもの読書アンケート比較(中学生)

番号	質問内容	調査年度		H28年度調査		H23年度調査		H18年度調査	
		調査対象数		585		607		622	
		提出数/回収率		提出数	回収率	提出数	回収率	提出数	回収率
		質問項目		565	96.6%	567	93.4%	592	95.2%
問1	あなたは何年生ですか	1. 中1		168	28.7%	200	35.3%	177	29.9%
		2. 中2		270	46.2%	234	41.3%	278	47.0%
		3. 中3		127	21.7%	133	23.5%	137	23.1%
		提出数/回収率		565	96.6%	567	93.4%	592	95.1%
問2	あなたは本を読むのが好きですか	1. 好き		201	35.8%	190	33.6%	165	27.9%
		2. 少し好き		211	37.6%	197	34.9%	244	41.2%
		3. 少しきらい		105	18.7%	124	22.0%	136	23.0%
		4. きらい		44	7.8%	54	9.6%	47	7.9%
		無回答		4		2		0	
問3 問2で「好き・少し好き」と答えた人	あなたはなぜ本を読むことが好きになったんですか (複数回答) *好き・少し好きと回答した生徒に対する割合	1. 小さい頃家族に本を読んでもらったから		87	21.1%	108	27.9%	105	25.7%
		2. 小さい頃本屋や図書館に連れて行ってもらったから		104	25.2%	85	22.0%	88	21.5%
		3. 家族や先生に、本を読むようにすすめられたから		42	10.2%	43	11.1%	57	13.9%
		4. 学校の「読書の時間」で本を読むようになってから		128	31.1%	134	34.6%	142	34.7%
		5. 幼稚園(保育所)の先生に読んでもらったから		44	10.7%	39	10.1%	25	6.1%
		6. 本をプレゼントされたから		37	9.0%	40	10.3%	32	7.8%
		7. 本が好きなお友だちがいたから		61	14.8%	55	14.2%	63	15.4%
		8. 家に本があったから		155	37.6%	162	41.9%	173	42.3%
		9. その他		64	15.5%	69	17.8%	87	21.3%
問4 問2で「少し嫌い・嫌い」と答えた人	あなたは、なぜ本を読むことが嫌いになったんですか (複数回答) *嫌い・少し嫌いと回答した生徒に対する割合	1. むりやり本を読まされた		5	3.4%	7	3.9%	10	5.5%
		2. 読書感想文や感想画をかくのが嫌だった		44	29.5%	77	43.3%	79	43.2%
		3. 本を読むのは難しいから		36	24.2%	52	29.2%	56	30.6%
		4. 本を読むのは面白くない		73	49.0%	70	39.3%	62	33.9%
		5. 自分のまわりに本がない		11	7.4%	15	8.4%	16	8.7%
		6. その他		26	17.4%	30	16.9%	27	14.8%
問5	あなたは、1ヶ月にどのくらい本を読みますか	1. ぜんぜん読まない		113	20.2%	133	23.5%	157	26.5%
		2. 1～2冊		212	37.9%	211	37.4%	253	42.7%
		3. 3～5冊		146	26.1%	139	24.6%	119	20.1%
		4. 6～9冊		48	8.6%	42	7.4%	31	5.2%
		5. 10冊以上		40	7.2%	40	7.1%	19	3.2%
		無回答		6		2		0	
問6	あなたは、読む本をどのようにして用意していますか (複数回答)	1. 家にある本を読む		264	46.7%	277	48.9%	265	44.8%
		2. 学校の図書室や学級文庫から借りる		208	36.8%	189	33.3%	188	31.8%
		3. 市の図書館、移動図書館、市民センターなどで借りる		107	18.9%	106	18.7%	115	19.4%
		4. 家族に買ってもらうか自分で買う		308	54.5%	290	51.1%	292	49.3%
		5. 友だちから借りる		83	14.7%	104	18.3%	111	18.8%
		6. 読まない		66	11.7%	82	14.5%	90	15.2%
		7. その他		10	1.8%	6	1.1%	10	1.7%
問7	あなたは、本を読むことについてどう思いますか (複数回答)	1. 楽しい		286	50.6%	311	54.9%	306	51.7%
		2. 感動する		102	18.1%	144	25.4%	164	27.7%
		3. 考える力がつく		198	35.0%	173	30.5%	200	33.8%
		4. 物知りになる		258	45.7%	180	31.7%	225	38.0%
		5. 家族や友だちとの話題がふえる		93	16.5%	122	21.5%	94	15.9%
		6. めんどくさ		51	9.0%	85	15.0%	93	15.7%
		7. 読みたい本がまわりにない		36	6.4%	47	8.3%	41	6.9%
		8. 面白くない		32	5.7%	49	8.6%	50	8.4%
		9. その他		23	4.1%	23	4.1%	24	4.4%
問8	あなたは、どうすれば今までよりたくさん本が読めるようになると思いますか (複数回答)	1. テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす		285	50.4%	241	42.5%	233	39.4%
		2. 学校の図書室に本がたくさんある		226	40.0%	250	44.1%	273	46.1%
		3. 学校の図書室に本のことを教えてくれる先生がいる		49	8.7%	40	7.1%	43	7.4%
		4. 家族といっしょに本を読む		26	4.6%	32	5.6%	33	5.6%
		5. その他		52	9.2%	76	13.4%	93	15.7%

H28/H23/H18 子どもの読書アンケート比較(高校生)

番号	質問内容	調査年度		H28年度調査		H23年度調査		H18年度調査	
		調査対象数		238		242		236	
		提出数/回収率		提出数	回収率	提出数	回収率	提出数	回収率
		質問項目		237	99.6%	238	98.3%	225	95.3%
問1	あなたは何年生ですか	4.高1	81	34.0%	80	33.6%	76	33.8%	
		5.高2	78	32.8%	81	34.0%	74	32.9%	
		6.高3	78	32.8%	77	32.4%	75	33.3%	
		提出数/回収率		237	99.6%	238	98.3%	225	95.3%
問2	あなたは本を読むのが好きですか	1.好き	93	39.2%	83	34.9%	73	32.6%	
		2.少し好き	104	43.9%	112	47.1%	104	46.4%	
		3.少しきらい	33	13.9%	35	14.7%	36	16.1%	
		4.きらい	7	3.0%	8	3.4%	11	4.9%	
		無回答	0		0		1		
問3 問2で「好き・少し好き」と答えた人	あなたはなぜ本を読むことが好きになったんですか (複数回答) *好き・少し好きと回答した生徒に対する割合	1.小さい頃家族に本を読んでもらったから	50	25.4%	36	18.5%	25	14.1%	
		2.小さい頃本屋や図書館に連れて行ってもらったから	48	24.4%	36	18.5%	19	10.7%	
		3.家族や先生に、本を読むようにすすめられたから	26	13.2%	17	8.7%	25	14.1%	
		4.学校の「読書の時間」で本を読むようになってから	81	41.1%	94	48.2%	73	41.2%	
		5.幼稚園(保育所)の先生に読んでもらったから	10	5.1%	6	3.1%	6	3.4%	
		6.本をプレゼントされたから	8	4.1%	2	1.0%	13	7.3%	
		7.本が好きな友だちがいたから	17	8.6%	19	9.7%	15	8.5%	
		8.家に本があったから	50	25.4%	50	25.6%	49	27.7%	
		9.その他	35	17.8%	28	14.4%	40	22.6%	
		問4 問2で「少し嫌い・嫌い」と答えた人	あなたは、なぜ本を読むことが嫌いになったんですか (複数回答) *嫌い・少し嫌いと回答した生徒に対する割合	1.むりやり本を読まされた	0	0.0%	2	4.7%	2
2.読書感想文や感想画をかくのが嫌だった	14			35.0%	19	44.2%	22	46.8%	
3.本を読むのは難しいから	12			30.0%	9	20.9%	10	21.3%	
4.本を読むのは面白くない	18			45.0%	12	27.9%	7	14.9%	
5.自分のまわりに本がない	3			7.5%	4	9.3%	5	10.6%	
6.その他	3			7.5%	10	23.3%	6	12.8%	
問5	あなたは、1ヶ月にどのくらい本を読みますか	1.ぜんぜん読まない	28	11.9%	30	12.8%	38	17.7%	
		2.1~2冊	157	66.5%	158	67.2%	145	67.4%	
		3.3~5冊	31	13.1%	35	14.9%	27	12.6%	
		4.6~9冊	14	5.9%	8	3.4%	2	0.9%	
		5.10冊以上	6	2.5%	4	1.7%	3	1.4%	
問6	あなたは、読む本をどのようにして用意していますか (複数回答)	1.家にある本を読む	97	40.9%	113	47.5%	87	38.7%	
		2.学校の図書室や学級文庫から借りる	41	17.3%	40	16.8%	39	17.3%	
		3.市の図書館、移動図書館、市民センターなどで借りる	21	8.9%	18	7.6%	24	10.7%	
		4.家族に買ってもらうか自分で買う	166	70.0%	139	58.4%	135	60.0%	
		5.友だちから借りる	72	30.4%	79	33.2%	84	37.3%	
		6.読まない	4	1.7%	5	2.1%	13	5.8%	
		7.その他	12	5.1%	2	0.8%	9	4.0%	
問7	あなたは、本を読むことについてどう思いますか (複数回答)	1.楽しい	152	64.1%	154	64.7%	119	52.9%	
		2.感動する	75	31.6%	85	35.7%	101	44.9%	
		3.考える力がつく	92	38.8%	79	33.2%	82	36.4%	
		4.物知りになる	117	49.4%	118	49.6%	107	47.6%	
		5.家族や友だちとの話題がふえる	32	13.5%	32	13.4%	36	16.0%	
		6.めんどろだ	15	6.3%	21	8.8%	16	7.1%	
		7.読みたい本がまわりにない	6	2.5%	8	3.4%	11	4.9%	
		8.面白くない	9	3.8%	3	1.3%	5	2.2%	
		9.その他	2	0.8%	6	2.5%	7	3.1%	
問8	あなたは、どうすれば今までよりたくさん本が読めるようになると思いますか (複数回答)	1.テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす	165	69.6%	126	52.9%	74	32.9%	
		2.学校の図書室に本がたくさんある	47	19.8%	67	28.2%	63	28.0%	
		3.学校の図書室に本のことを教えてくれる先生がいる	13	5.5%	15	6.3%	11	4.9%	
		4.家族といっしょに本を読む	11	4.6%	7	2.9%	8	3.6%	
		5.その他	21	8.9%	31	13.0%	46	20.4%	

H28/H23/H18 子どもの読書アンケート比較 (小学校1・2・3年生の保護者)

番号	質問内容	調査年度		H28年度調査		H23年度調査		H18年度調査		
		調査対象数		630		672		616		
		提出数 / 回収率		提出数	回収率	提出数	回収率	提出数	回収率	
質問項目		585	92.9%	571	85.0%	513	83.3%			
問2	あなたは子どもが読書することは大切だと思いますか	1. 思う	577	99.7%	560	98.4%	509	99.2%		
		2. 思わない	2	0.3%	3	0.5%	3	0.6%		
		3. その他	0	0.0%	6	1.1%	1	0.2%		
		無回答	6		2		0			
問3	あなたは自分の子どもに読み聞かせ(本を読んであげた)の経験はありますか	1. よくある	191	32.8%	193	33.9%	157	30.6%		
		2. 時々ある	298	51.2%	304	53.4%	286	55.8%		
		3. ほとんどない	87	14.9%	66	11.6%	63	12.3%		
		4. ない	2	0.3%	5	0.9%	2	0.4%		
		5. その他	4	0.7%	1	0.2%	5	1.0%		
		無回答	3		2		0			
問4 問3で1・2と答えた人	読み聞かせを始めたきっかけは何ですか(複数回答)	1. 友人・知人に薦められて	63	12.9%	49	9.9%	42	9.5%		
		2. 子どもにせがまれて	231	47.2%	251	50.5%	249	56.2%		
		3. 講演会等を聞いて	62	12.7%	65	13.1%	36	8.1%		
		4. 学校図書館の司書に勧められて	9	1.8%	3	0.6%	166	37.5%		
		5. その他	180	36.8%	184	37.0%	0	0.0%		
問5 問3で1・2と答えた人	読み聞かせをすることで、お子さんはどのように変化しましたか(複数回答)	1. 機嫌がよくなる	157	32.1%	176	35.4%	155	35.0%		
		2. 読んでとせがむ	225	46.0%	253	50.9%	264	59.6%		
		3. 言葉の発達に役立つ	153	31.3%	147	29.6%	116	26.2%		
		4. 絵や文字に興味を持つようになった	291	59.5%	285	57.3%	260	58.7%		
		5. 人の話が聞けるようになった	63	12.9%	81	16.3%	73	16.5%		
		6. 本が好きになった	238	48.7%	257	51.7%	239	54.0%		
		7. 子どもが落ち着いた	51	10.4%	54	10.6%	52	11.7%		
		8. 感性が豊かになった	152	31.1%	148	29.8%	141	31.8%		
		9. その他	29	5.9%	32	6.4%	34	7.7%		
問6 問3で1・2と答えた人	読み聞かせの本はどうやって用意しますか(複数回答)	1. 市立図書館(移動図書館を含む)や市民センター等で借りる	219	44.8%	227	45.7%	213	48.1%		
		2. 子どもが学校の図書館から借りてくる	204	41.7%	163	32.8%	169	38.2%		
		3. 購入する	238	48.7%	283	56.9%	264	59.6%		
		4. その他	45	9.2%	46	9.3%	38	8.6%		
問7	あなた自身は本を読むことは好きですか	1. 好き	237	40.6%	211	37.4%	212	42.2%		
		2. どちらかという好き	204	34.9%	219	38.8%	191	38.0%		
		3. 嫌い	27	4.6%	24	4.3%	24	4.8%		
		4. どちらかという嫌い	116	19.9%	111	19.7%	76	15.1%		
		無回答	1		6		10			
問8 問7で好き、どちらかという好きと答えた方	あなたは何故本を読むことが好きになったんですか(複数回答)	1. 小さい頃家族に本を読んでもらったから	104	23.6%	101	23.5%	93	23.1%		
		2. 小さい頃本屋や図書館に連れていってもらったから	139	31.5%	122	28.4%	95	23.6%		
		3. 家族や先生に、本を読むように勧められたから	87	19.7%	68	15.8%	72	17.9%		
		4. 本をプレゼントされたから	60	13.6%	57	13.3%	60	14.9%		
		5. 本が好きで友人・知人の影響を受けた	89	20.2%	89	20.7%	86	21.3%		
		6. 家に本があったから	148	33.6%	170	39.5%	154	38.2%		
		7. その他	88	20.0%	84	19.5%	96	23.8%		
問9 問7で嫌い、どちらかという嫌いと答えた方	あなたは何故本を読むことが嫌いになったんですか(複数回答)	1. 子どもの頃無理やり本を読まされた	1	0.7%	7	5.2%	7	7.0%		
		2. 読書感想文や感想画をか(く)のが嫌だったから	70	49.0%	65	48.2%	62	62.0%		
		3. 本を読むのは難しいから	26	18.2%	20	14.8%	25	25.0%		
		4. 本を読むのは面白くない	26	18.2%	25	18.5%	10	10.0%		
		5. 自分の周りに本がない	19	13.3%	23	17.0%	9	9.0%		
		6. その他	40	28.0%	42	31.1%	23	23.0%		
問10	あなたはどうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか(複数回答)	1. 子どもが小さい時から親が本の読み聞かせをする	359	61.4%	396	69.4%	348	67.8%		
		2. 親が子どもに読書を勧めたり、本を与えたりする	193	33.0%	170	29.8%	156	30.4%		
		3. 親自身が本を楽しむ	333	56.9%	339	59.4%	309	60.2%		
		4. 家族で図書館や本屋に行く機会を増やす	309	52.8%	317	55.5%	296	57.7%		
		5. テレビやゲームの時間を減らす	170	29.1%	160	28.0%	132	25.7%		
		6. 家で「読書の時間」をつくる	180	30.8%	136	23.8%	109	21.2%		
		7. 学校教育にもっと読書の時間を取り入れる	132	22.6%	112	19.6%	118	23.0%		
		8. その他	22	3.8%	36	6.3%	28	5.5%		
問13	ブックスタート(赤ちゃんと保護者に言葉をそえて絵本をプレゼントする運動)に参加しましたか	1. 久留米市のブックスタートに参加した	338	60.7%	240	43.9%				
		2. 他市町村のブックスタートに参加した	28	5.0%	30	5.5%				
		3. ブックスタートのことは知っているが参加しなかった	80	14.4%	80	14.6%				
		4. ブックスタートのことは知らない	111	19.9%	197	36.0%				
		無回答	28		24					

第3次久留米市子どもの読書活動推進計画

久留米市・久留米市教育委員会

平成29年3月

(担当) 久留米市立中央図書館

〒839-0862

久留米市野中町970-1

電話 0942-38-7116

ファクス 0942-38-7183

第 10 号議案

久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

児童生徒やその家庭等が抱える問題に対して、専門的知識及び技術を用いた支援の充実を行うため、本市にスクールカウンセラー・スーパーバイザー及びスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを設置することから、規則を制定しようとするものである。

久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則

(目的及び設置)

第1条 児童生徒やその家庭等が抱える問題に対して、臨床心理士、社会福祉士等の専門的知識及び技術を用いた支援の充実を行うため、本市にスクールカウンセラー・スーパーバイザー(以下「SCスーパーバイザー」という。)及びスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー(以下「SSWスーパーバイザー」という。)を置く。

(任命及び身分)

第2条 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、臨床心理士又は社会福祉士の資格を有する者で、教育相談及び学校教育全般に関する識見を有し、高い指導力を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークチームの構築、連携、調整等に関すること。
- (3) チーム体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 保護者及び教職員に対する支援、相談、情報提供等に関すること。
- (5) 教育研修に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める業務

2 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、本市のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに指導及び助言を行う。

(委嘱)

第4条 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、久留米市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーの任期は、委嘱の

日から、次年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第6条 SCスーパーバイザーの勤務時間は、月12時間勤務するものとし、SSWスーパーバイザーの勤務時間は、月7時間勤務するものとする。

2 学校教育課長は、必要に応じて、勤務日及び勤務時間を変更することができる。

(報酬)

第7条 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーの報酬は、久留米市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和31年12月21日久留米市規則第16号)に基づき支給する。

(服務)

第8条 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーの勤務場所は、久留米市教育委員会教育部学校教育課とする。

2 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、学校教育課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

3 SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(免職)

第9条 教育委員会は、SCスーパーバイザー又はSSWスーパーバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) SCスーパーバイザー又はSSWスーパーバイザーにふさわしくない非行があった場合
- (4) 廃職となった場合
- (5) この規則に違反した場合

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、SCスーパーバイザー及びSSWスーパーバイザーについて必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 1 号議案

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立小・中・特別支援学校の ICT 環境再整備事業によるネットワーク及びシステム環境の変更を踏まえて、情報セキュリティ対策を推進するため、久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則の全部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則(平成23年久留米市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、高度情報通信社会の急速な進展によるネットワークを介した情報システムの利用拡大に伴い、情報資産に対する不正な侵害、災害、事故等の脅威が増大していることに鑑み、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき本市に設置された学校(以下「学校」という。)が保有する情報資産の機密性(情報にアクセスすることを認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。)、完全性(情報及び処理の方法の正確さ並びに完全である状態を安全に防護することをいう。)及び可用性(許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。)を安定的に維持し、児童及び生徒が安心して勉学に励むことができ、かつ、保護者及び地域住民から信頼される教育活動を実現するために、情報セキュリティ基本方針その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機等 ハードウェア及びソフトウェアで構成するコンピュータ及び周辺機器並びに電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及び接続に必要な機器で構成される仕組みをいう。
- (3) 情報システム 電子計算機等及びネットワークによって処理を行う環境をいう。
- (4) 教育情報 学校の情報システムで取り扱う教育の用に供するすべてのデータをいう。
- (5) 情報資産 情報システム及び教育情報をいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
- (7) 情報セキュリティインシデント ウイルス感染、不正アクセスその他の校務運営に影響を及ぼし、情報セキュリティを脅かしたりする事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象や事態のことをいう。

- (8) CSIRT 情報セキュリティインシデントの関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集し、及び分析し、適切な対処を行うための組織のことをいう。
- (9) 不正アクセス 情報システムを利用する者が、その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為を、ネットワークを介して意図的に行うことをいう。
- (10) ウイルス 第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたコンピュータプログラムであり、次に掲げる機能の一つ以上を有するものをいう。
- ア 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能
- イ 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能
- ウ 発病機能 プログラム、データ等のファイルを破壊し、又は設計者の意図しない動作をさせる等の機能
- (11) 教職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、講師、事務職員、技術職員及び学校栄養職員並びにこれらに準ずるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、学校において教育の用に供するすべての情報資産に適用する。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たり、この規則を遵守しなければならない。

2 教職員は、情報資産の取扱いに当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律128号)

(情報セキュリティ管理体制)

第5条 学校での教育の用に供する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進し、管理するために、次に掲げる職を置く。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 情報セキュリティ責任者

(3) 情報セキュリティ管理者

(4) 情報システム管理者

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 最高情報セキュリティ責任者(以下「CISO」という。)は、学校での教育の用に供するすべての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

2 CISOは、教育部長をもって充てる。

(情報セキュリティ責任者)

第7条 情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、学校での教育の用に供するすべての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策の統括的な管理を行う。

2 情報セキュリティ責任者は、教育センター所長をもって充てる。

(情報セキュリティ管理者等)

第8条 情報セキュリティ管理者は、学校における情報セキュリティ対策を管理する。

2 情報セキュリティ管理者は、校長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理者は、その学校の教職員の中から情報セキュリティ担当者を定め、その補佐をさせることができる。

(情報システム管理者等)

第9条 情報システム管理者は、所管する情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し及び当該情報システムの情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。

2 情報システム管理者は、情報システムを所管する課等の長をもって充てる。

3 情報システム管理者は、情報システム担当者を定め、その補佐をさせることができる。

(久留米市教育CSIRTの設置)

第10条 情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが発生した際、発生した情報セキュリティインシデントを正確に把握し、及び分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、久留米市教育CSIRTを置く。

(情報資産の分類)

第11条 情報資産については、その重要度に応じて分類を行う。

(情報セキュリティ対策)

第12条 情報資産を保護するために、次に掲げるセキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任を定め、教職員に対する十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずること。

(2) 物理的セキュリティ対策 情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講ずること。

(3) 技術的セキュリティ対策 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するために情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講ずること。

(4) 運用におけるセキュリティ対策 この規則その他情報セキュリティに関する法令の遵守状況の確認等の運用面の対策及び緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずること。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第13条 CISOは、前条の対策を講ずるに当り、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的に定めるため、必要となる基本的な要件を明記した久留米市学校情報セキュリティ対策基準(以下、「対策基準」という。)を策定しなければならない。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第14条 情報セキュリティ管理者は、この規則及び対策基準に基づき、その属する学校の情報資産について、情報セキュリティの実施に関する具体的な手順を定めた学校情報セキュリティ実施手順(以下「実施手順」という。)を策定しなければならない。

(情報資産の管理)

第15条 情報セキュリティ管理者は、その属する学校の情報資産について、この規則、対策基準及び実施手順に従い適正な管理を行うよう、当該学校の教職員を指導し、及び監督しなければならない。

(情報資産の利用)

第16条 教職員は、業務以外の目的で情報資産を利用してはならない。

(違反者への対応)

第17条 この規則及び対策基準に違反した教職員については、その違反の重大性及び発生した侵害等の状況等に応じて懲戒処分又は懲戒処分の内申の対象とする。

(情報セキュリティ実施状況の検証)

第18条 情報セキュリティ責任者は、この規則及び対策基準が遵守されていることを確認するため、定期的に情報セキュリティ実施状況の検証を行う。

(見直しの実施)

第19条 情報セキュリティ実施状況の検証結果等を踏まえるとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、この規則、対策基準及び実施手順の見直しを

適宜行う。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(案)

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき本市に設置された学校(以下「学校」という。)において、教育活動の充実及び効率的な校務処理を目指して情報化を推進するに当たり、児童、生徒、保護者、教職員その他地域住民等学校関係者の個人情報をはじめとする情報資産を漏洩、改ざん、コンピュータ・ウィルスによるシステム障害等の脅威から守り、児童及び生徒が安心して勉学に励むことができ、かつ、保護者及び地域住民から信頼される教育活動を実現するためのセキュリティ基準として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子計算機等 ハードウェア及びソフトウェアで構成するコンピュータ及び周辺機器並びに各種記録媒体をいう。</p> <p>(2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及び接続に必要な機器で構成される仕組みをいう。</p> <p>(3) 情報システム 電子計算機等及びネットワークによって処理を行う環境をいう。</p> <p>(4) 教育情報 学校の情報システムで取り扱う教育の用に供する全てのデータをいう。</p> <p>(5) 情報資産 情報システム及び教育情報をいう。</p> <p>(6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、並びに定めら</p>	<p><u>久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則(平成23年久留米市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>高度情報通信社会の急速な進展によるネットワークを介した情報システムの利用拡大に伴い、情報資産に対する不正な侵害、災害、事故等の脅威が増大していることに鑑み、</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき本市に設置された学校(以下「学校」という。)が保有する情報資産の機密性(情報にアクセスすることを認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。)、完全性(情報及び処理の方法の正確さ並びに完全である状態を安全に防護することをいう。)及び可用性(許可された利用者が必要ときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。)を安定的に維持し、児童及び生徒が安心して勉学に励むことができ、かつ、保護者及び地域住民から信頼される教育活動を実現するために、<u>情報セキュリティ基本方針</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子計算機等 ハードウェア及びソフトウェアで構成するコンピュータ及び周辺機器並びに<u>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)</u>をいう。</p> <p>(2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及び接続に必要な機器で構成される仕組みをいう。</p> <p>(3) 情報システム 電子計算機等及びネットワークによって処理を行う環境をいう。</p> <p>(4) 教育情報 学校の情報システムで取り扱う教育の用に供する<u>すべてのデータ</u>をいう。</p> <p>(5) 情報資産 情報システム及び教育情報をいう。</p> <p>(6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、並びに定め</p>

<p>れた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。</p> <p>(7) 不正アクセス 情報システムを利用する者が、その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為を、ネットワークを介して意図的に行うことをいう。</p> <p>(8) ウィルス 第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたコンピュータプログラムをいう。</p> <p>(9) 教職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、講師、事務職員、技術職員及び学校栄養職員並びにこれらに準ずるものをいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規則は、学校において教育の用に供する全ての情報資産に適用する。</p>	<p>られた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。</p> <p><u>(7) 情報セキュリティインシデント ウィルス感染、不正アクセスその他の校務運営に影響を及ぼし、情報セキュリティを脅かしたりする事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象・事態のことをいう。</u></p> <p><u>(8) CSIRT 情報セキュリティインシデントの関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集し、及び分析し、適切な対処するための組織のことをいう。</u></p> <p><u>(9) 不正アクセス 情報システムを利用する者が、その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為を、ネットワークを介して意図的に行うことをいう。</u></p> <p><u>(10) ウィルス 第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたコンピュータプログラムであり、次に掲げる機能の一つ以上を有するものをいう。</u></p> <p><u>ア 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能</u></p> <p><u>イ 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能</u></p> <p><u>ウ 発病機能 プログラム、データ等のファイルを破壊し、又は設計者の意図しない動作をさせる等の機能</u></p> <p><u>(11) 教職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、講師、事務職員、技術職員及び学校栄養職員並びにこれらに準ずるものをいう。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規則は、学校において教育の用に供する<u>すべての</u>情報資産に適用する。</p> <p><u>(教職員の責務)</u></p> <p><u>第4条 教職員は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たり、この規則を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 教職員は、情報資産の取扱いに当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)</u></p> <p><u>(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)</u></p>
--	---

<p>(情報セキュリティ責任者)</p> <p>第4条 学校での教育の用に供する全ての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティの管理を統括するため、情報セキュリティ責任者を置く。</p> <p>2 情報セキュリティ責任者は、教育部長をもって充てる。</p> <p>(情報セキュリティ向上委員会)</p> <p>第5条 学校における情報セキュリティの維持及び向上を図るため教育部内に情報セキュリティ向上委員会を設置する。</p> <p>2 情報セキュリティ向上委員会は教育部内の情報セキュリティに関係する部署の職員で組織し、委員長は情報セキュリティ責任者をもって充てる。</p> <p>(情報セキュリティ管理者等)</p> <p>第6条 学校における情報セキュリティを管理するため、学校に情報セキュリティ管理者を置く。</p> <p>2 情報セキュリティ管理者は、校長をもって充てる。</p> <p>3 情報セキュリティ管理者は、その学校の教職員の中から情報セキュリティ担当者を定め、その補佐をさせることができる。</p> <p>(情報セキュリティ委員会)</p>	<p>(3) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）</u> <u>（情報セキュリティ管理体制）</u></p> <p>第5条 <u>学校での教育の用に供する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進し、管理するために、次に掲げる職を置く。</u></p> <p>(1) <u>最高情報セキュリティ責任者</u> (2) <u>情報セキュリティ責任者</u> (3) <u>情報セキュリティ管理者</u> (4) <u>情報システム管理者</u> <u>（最高情報セキュリティ責任者）</u></p> <p>第6条 <u>最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）は、学校での教育の用に供するすべての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</u></p> <p>2 <u>CISOは、教育部長をもって充てる。</u></p> <p>(情報セキュリティ責任者)</p> <p>第7条 <u>情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、学校での教育の用に供するすべての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策の統括的な管理を行う。</u></p> <p>2 <u>情報セキュリティ責任者は、教育センター所長をもって充てる。</u></p> <p>(情報セキュリティ管理者等)</p> <p>第8条 <u>情報セキュリティ管理者は、学校における情報セキュリティ対策を管理する。</u></p> <p>2 情報セキュリティ管理者は、校長をもって充てる。</p> <p>3 情報セキュリティ管理者は、その学校の教職員の中から情報セキュリティ担当者を定め、その補佐をさせることができる。</p>
--	---

第7条 学校における情報資産を適切に管理するため、学校に情報セキュリティ委員会を設置する。

2 情報セキュリティ委員会は情報セキュリティにかかわる教職員で組織し、委員長は情報セキュリティ管理者をもって充てる。

(情報資産の管理責任)

第8条 情報セキュリティ管理者は、その属する学校において作成し、又は入手した情報資産に関し、情報セキュリティを確保すべき責任を有する。

(機密性の確保)

第9条 情報セキュリティ管理者は、その所管する教育情報の機密性の確保に努めなければならない。

(教育情報の私的利用等の禁止等)

第10条 教職員は、教育情報を私的に利用してはならない。

2 教職員は、教育情報を不正に複製し、漏洩し、破壊し、及び改ざんしてはならない。

3 教職員は、教育情報のうち個人情報をはじめとする機密情報(以下「個人情報等」という。)を学校外に持ち出すことはできない。ただし、業務上特に必要として情報セキュリティ管理者が許可した場合は、この限りでない。

(記録媒体の管理)

第11条 教職員は、教育情報を記録した記録媒体の保安に関し、細心の注意を払わなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、記録媒体に記録した教育情報を必要に応じて別の記録媒体に複製し、複製した記録媒体については、災害を被る可能性が低い場所に適正に保管しなければならない。

(特定記録媒体の廃棄)

第12条 情報セキュリティ管理者は、個人情報等を記録した記録媒体(以下「特定記録媒体」という。)を廃棄するときは、特定記録媒体に記録された個人情報等を消去し、かつ、消去した個人情報等を復元できないようにする措置を講じなければならない。

(情報システム管理者等)

第9条 情報システム管理者は、所管する情報システムの開発、設定の変更、運用、見

<p>(学校情報セキュリティ実施基準の策定)</p>	<p><u>直し及び当該情報システムの情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</u></p> <p><u>2 情報システム管理者は、情報システムを所管する課等の長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 情報システム管理者は、情報システム担当者を定め、その補佐をさせることができる。</u></p> <p><u>(久留米市教育 CSIRT の設置)</u></p> <p><u>第10条 情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが発生した際、発生した情報セキュリティインシデントを正確に把握し、及び分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、久留米市教育 CSIRT を置く。</u></p> <p><u>(情報資産の分類)</u></p> <p><u>第11条 情報資産については、その重要度に応じて分類を行う。</u></p> <p><u>(情報セキュリティ対策)</u></p> <p><u>第12条 情報資産を保護するために、次に掲げるセキュリティ対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任を定め、教職員に対する十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずること。</u></p> <p><u>(2) 物理的セキュリティ対策 情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 技術的セキュリティ対策 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するために情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 運用におけるセキュリティ対策 この規則その他、情報セキュリティに関する法令等の遵守状況の確認等の運用面の対策及び緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずること。</u></p> <p><u>(情報セキュリティ対策基準の策定)</u></p> <p><u>第13条 CISO は、前条の対策を講ずるに当たり、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的に定めるため、必要となる基本的な要件を明記した久留米市学校情報セキュリティ対策基準(以下、「対策基準」という。)を策定しなければならない。</u></p> <p><u>(情報セキュリティ実施手順の策定)</u></p>
----------------------------	--

第13条 情報セキュリティ管理者は、この規則に基づき、情報資産の情報セキュリティの実施に関する基準（以下「学校情報セキュリティ実施基準」という。）を策定しなければならない。

（侵害等に対する対応）

第14条 情報セキュリティ管理者は、所管する情報資産に対する侵害等が発生したとき（以下「緊急時」という。）は、直ちに連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧等の必要な措置を迅速かつ円滑に実施し、再発防止のための措置を講じなければならない。

（教育）

第15条 情報セキュリティ管理者は、教職員に対し、この規則及び学校情報セキュリティ実施基準について、教職員に教育及び啓発しなければならない。

2 教職員は、定められた研修に参加し、この規則及びその職務に関する学校情報セキュリティ実施基準を理解するとともに、それらを遵守して情報セキュリティの管理に努めなければならない。

（ネットワークの管理）

第16条 情報セキュリティ管理者は、学校内のネットワークの配線を適正に管理するとともに、通信が傍受され、又は情報システムに損傷等を受けることがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、契約により操作を認められた事業者及び教育委員会が認めた者以外のものに、学校内のネットワークの配線を変更又は追加させてはならない。

3 情報セキュリティ管理者は、電子計算機等の学校内ネットワークへの接続に当たっては有線を使用しなければならない。ただし、情報セキュリティ責任者が情報セキュリティを確保できると判断した場合は、無線を使用することができる。

（電子計算機等の機器の取り扱い）

第17条 情報セキュリティ管理者は、学校内の執務室等に教職員が不在となるときは、執務室等の施錠等により情報資産に対する侵害等及び盗難防止のための措置を講じるものとする。

2 情報セキュリティ管理者は、学校内の電子計算機等の機器について、パスワードを

第14条 情報セキュリティ管理者は、この規則及び対策基準に基づき、その属する学校の情報資産について、情報セキュリティの実施に関する具体的な手順を定めた学校情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定しなければならない。

入力しなければ、オペレーティングシステム（以下「OS」という。）を操作できないようにしなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、学校内の電子計算機等についてワイヤーによる固定等、盗難防止のための措置を講じるものとする。

（自己管理パスワードに関する遵守事項）

第18条 教職員は、前条第2項に定めるもののほか、自己の操作する情報システムの機器等について設定され、自己が管理することとされるパスワード（以下この条において「自己管理パスワード」という。）に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己管理パスワードを秘密にし、当該パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (2) 自己管理パスワードについて、他の者が自己管理パスワードを容易に知ることができる状態にしないこと。
- (3) 自己管理パスワードの桁数は十分な長さとし、文字列は推定しにくいものとする。
- (4) 自己管理パスワードに対する侵害等のおそれがあるときは、当該パスワードを直ちに変更すること。

（情報システム仕様書等の管理）

第19条 情報セキュリティ責任者は、学校の情報システムに係るネットワーク構成図及びシステム仕様書等がある場合は、その記録媒体にかかわらず、業務上必要と認められた者のみが閲覧できる場所に保管しなければならない。

（電子メール）

第20条 教職員は、電子メールで個人情報等を送信してはならない。

（業務目的外での禁止行為）

第21条 教職員は、業務以外の目的で次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) インターネットの使用
- (2) 電子メールの送信
- (3) 情報システムへのアクセス行為

（ソフトウェア及びハードウェアに係る禁止行為）

第22条 教職員は、電子計算機等の機器の利用にあたり、次に掲げる行為を行っては

ならない。ただし、第5号又は第6号については情報セキュリティ管理者の許可により行うことができる。

- (1) 電子計算機等の機器のOS及びネットワーク等の設定を変更する行為
- (2) 電子計算機等の機器を改造し、又は周辺機器を増設し、若しくは交換する行為
- (3) ネットワークの機器等を用いて電子計算機等の機器を増設し、又は外部のネットワークに接続する行為
- (4) 教育委員会があらかじめインストールしていたソフトウェアを削除する行為
- (5) アプリケーションソフトを追加し、又は削除する行為
- (6) 外部から私的に所有する電子計算機等の機器を持ち込む行為

2 情報セキュリティ管理者は、前項第5号又は第6号に掲げる行為を許可する場合には、次に掲げる事項について事前に十分な確認を行わなければならない。

- (1) 導入等を行うソフトウェア及び機器等の情報セキュリティの確保に対する支障の有無
- (2) 既に稼働している情報システムへの接続についてのセキュリティ上の問題点の有無

(電子計算機等の機器の使用禁止)

第23条 情報セキュリティ責任者は、教職員が第21条各号及び前条第1項各号の行為(以下「不正行為」という。)を行ったと知ったときは、当該教職員が所属する学校の情報セキュリティ管理者に対し、当該不正行為を中止させるために必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、前項による措置を指示したにもかかわらず、不正行為の状況が改善されないと認めるときは、当該学校の情報セキュリティ管理者に対し、教職員の電子計算機等の機器の使用停止を命ずるよう指示することができる。

3 情報セキュリティ責任者から前項による命令を指示された情報セキュリティ管理者は、教職員に対し電子計算機等の機器の使用停止を命ずるものとする。

(不正アクセスに対する情報セキュリティ管理者の実施事項)

第24条 情報セキュリティ管理者は、不正アクセスに対する対策として、ソフトウェア及びシステムファイルの改ざんが生じていないことの確認を行うものとする。

2 情報セキュリティ管理者は、不正アクセスを受けることが明確なときは、情報シス

テムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、関係機関との連絡を密にして不正アクセスに関する情報の収集に努めなければならない。

(不正アクセス行為への対処)

第25条 情報セキュリティ管理者は、学校内の情報システムが不正アクセスを受け、当該不正アクセスが不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他の法令に違反するおそれがある場合には、当該行為に係る記録の保存に努めるとともに、関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

(ウイルスに対する情報セキュリティ管理者の実施事項)

第26条 情報セキュリティ管理者は、ウイルス被害を予防するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) ウィルス情報に対する教職員の注意を喚起すること。
- (2) ウィルスに関する情報の収集を行うこと。
- (3) 電子計算機等の機器において、必要に応じウイルス検査を行う最新のソフトウェア等の利用によりウイルス検査を行うこと。

(ウイルスに対する教職員の遵守事項)

第27条 教職員は、ウイルス被害を予防するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部から情報システムにデータ及びソフトウェアを取り入れるときは、必ずウイルス検査を行うこと。
- (2) 不審な電子メール及び不自然に添付されたファイルは、開かず速やかに削除すること。
- (3) 情報セキュリティ管理者の指示があったときは、直ちに電子計算機等においてウイルス検査を行うこと。
- (4) 情報資産がウイルスに感染したときは、感染した情報資産の使用を中止し、情報セキュリティ管理者に連絡して指示に従うこと。

(事業者の遵守事項)

第28条 情報セキュリティ責任者は、情報システムの開発及び保守を事業者に委託するときは、事故及び不正な行為への対策のため、学校の情報資産に関する守秘義務を

課す等の事項を契約書等に定める等の必要な措置を講じなければならない。

(機器の修理)

第29条 情報セキュリティ管理者は、記憶媒体の含まれる機器を事業者に修理させるときは、当該記憶媒体に記録された教育情報が消去された状態で修理を行わせなければならない。ただし、内容を消去することが難しい場合を除く。

(法令の遵守)

第30条 教職員は、情報資産を取り扱う場合には、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (3) 久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)

(規則の遵守に関する職務命令)

第31条 情報セキュリティ管理者は、教職員がこの規則に違反することを防ぐため、必要に応じて職務命令を発することができる。

(規則の遵守状況の確認)

第32条 情報セキュリティ管理者は、この規則が遵守されていること及び情報セキュリティ上の問題の発生について常に確認を行い、問題が発生していたときは、遅滞なく情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

- 2 情報セキュリティ責任者は、発生した情報セキュリティ上の問題に、速やかに、かつ、適切に対処しなければならない。
- 3 教職員は、この規則に対する違反が発生したことを知ったときは、直ちに情報セキュリティ管理者に報告を行わなければならない。
- 4 情報セキュリティ管理者は、前項の違反が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると判断したときは、第14条に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の管理)

第15条 情報セキュリティ管理者は、その属する学校の情報資産について、この規則、対策基準及び実施手順に従い適正な管理を行うよう、当該学校の教職員を指導し、及び監督しなければならない。

(違反者への対応)

第33条 情報セキュリティ責任者は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該問題に係る教職員のこの規則への違反の重大性、発生した侵害等の状況及び第31条に基づく職務命令への違反の程度に応じて、懲戒処分又は懲戒処分の内申の対象とする。

(アクセス記録の調査及び監視)

第34条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するためやむを得ない場合には、必要最小限の範囲で、所管するネットワーク及び情報システムにおけるアクセス記録及び電子メール等の内容を調査及び監視する権限を有する。

(侵害等への対処)

第35条 情報セキュリティ管理者は、次に掲げる状況が発生したときは、学校情報セキュリティ実施基準で定めた連絡先へ遅滞なく連絡するとともに、ネットワークの切断、情報システムの停止等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 不正アクセス及び侵害等により情報資産に重大な被害が生じるおそれがあるとき。
- (2) 不正アクセス及び侵害等が犯罪であると思慮されるとき。
- (3) 校内のネットワークを経由して他の情報システムに被害を与えるおそれがあるとき。
- (4) その他学校の情報資産に重大な被害が想定されるとき。

(再発防止の措置)

第36条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ侵害等に係る要因分析を実施し、必要に応じてこの規則及び学校情報セキュリティ実施基準の改善を行い、侵害等の再発を防止しなければならない。

(情報セキュリティの点検)

第37条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティについての点検を定期的に行うものとする。

(学校情報セキュリティ規則の見直し)

(情報資産の利用)

第16条 教職員は、業務以外の目的で情報資産を利用してはならない。

(違反者への対応)

第17条 この規則及び対策基準に違反した教職員については、その違反の重大性及び発生した侵害等の状況等に応じて懲戒処分又は懲戒処分の内申の対象とする。

(情報セキュリティ実施状況の検証)

第18条 情報セキュリティ責任者は、この規則及び対策基準が遵守されていることを確認するため、定期的に情報セキュリティ実施状況の検証を行う。

(見直しの実施)

第38条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関し、新たな対策が必要な事態が発生したときは、久留米市情報セキュリティ規則（平成15年久留米市規則第50号）の見直しの状況に応じて、この規則について必要な見直しを行わなければならない。

（委任）

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、情報セキュリティ責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

第19条 情報セキュリティ実施状況の検証結果等を踏まえるとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、この規則、対策基準及び実施手順の見直しを適宜行う。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

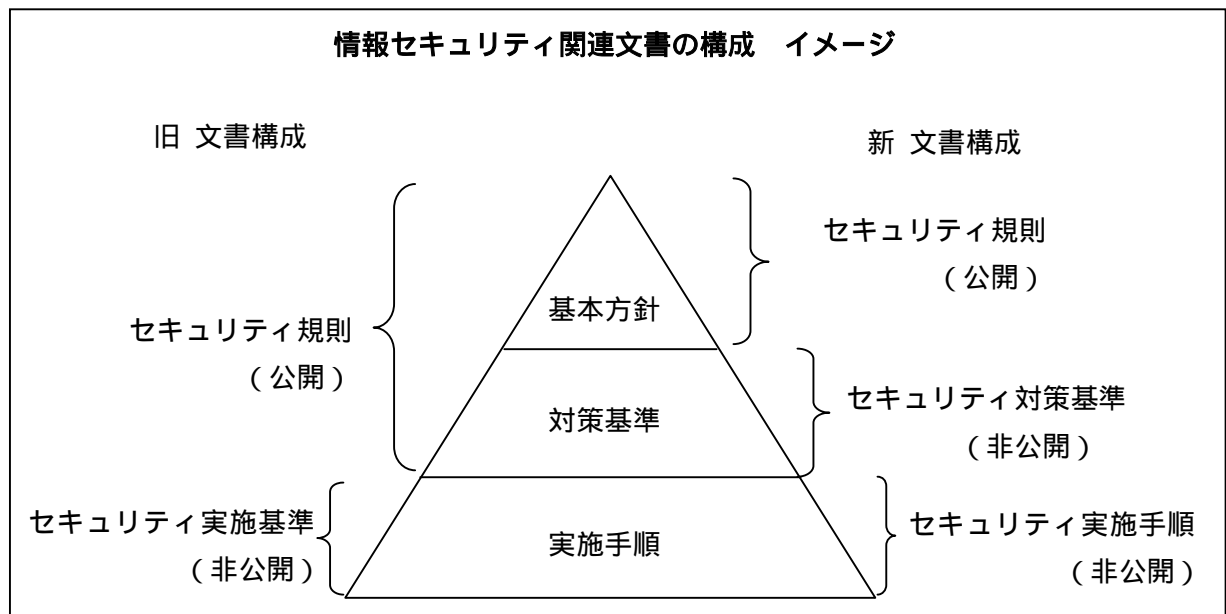
久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則改正について

1. 改正の理由

久留米市立小・中・特別支援学校の ICT 環境再構築整備事業によるネットワーク及びシステム環境の変更を踏まえて情報セキュリティ対策を推進するため、久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則の全部を改正しようとするものである。

2. 情報セキュリティ文書の構成の見直し概要

情報セキュリティの見直しにおいて、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考とし、文書の構成を変更する。



基本方針：情報セキュリティ対策に係る統一かつ基本的な考え方

対策基準：基本方針に基づき、方針を実行に移すための全ての情報資産に共通する情報セキュリティ対策の基準を定めるもの

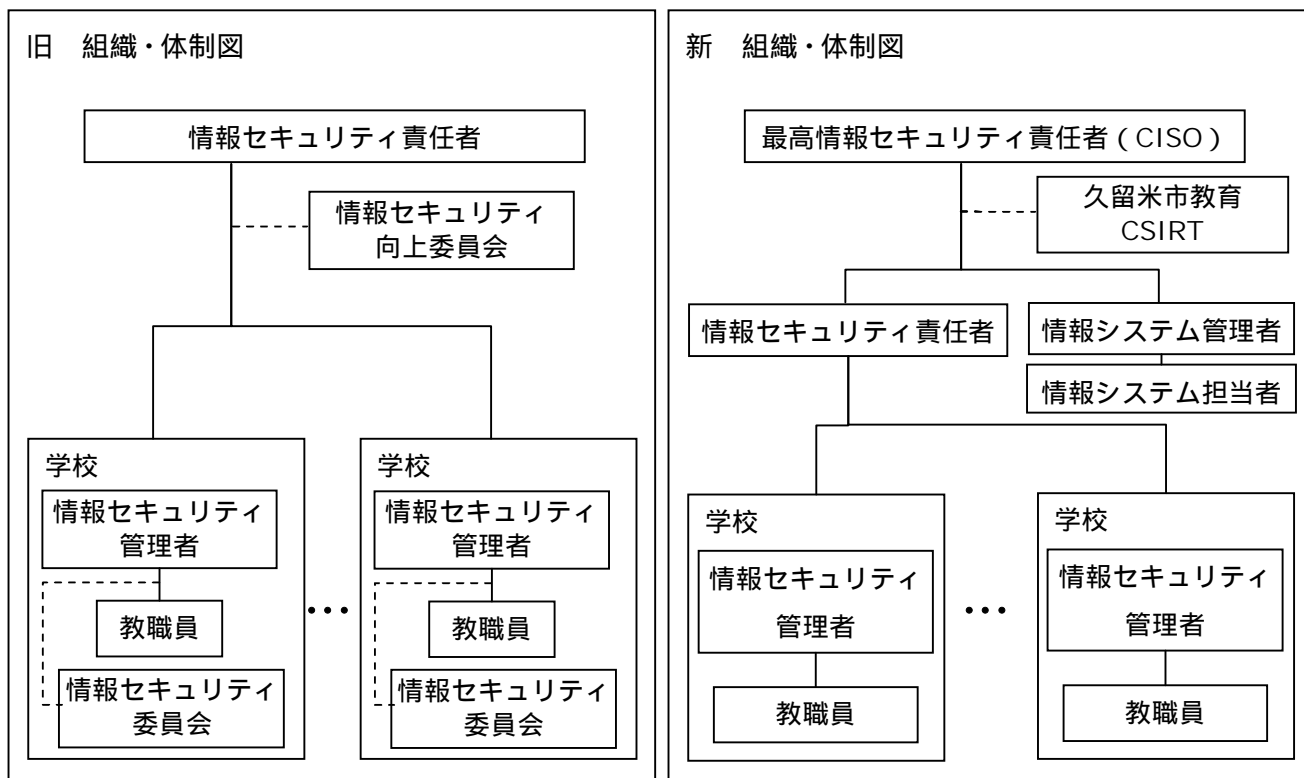
実施手順：情報セキュリティ対策基準に基づき、学校毎に具体的な手順、手続きに展開して個別の実施事項を定めるもの

3. 情報セキュリティ文書の構成の見直しの考え方

従来の「久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則」(以下「セキュリティ規則」という。)には、「基本方針」「対策基準」を含む内容としていたが、今回の見直しにおいて、「対策基準」をより充実した詳しい内容とする。その対策の効果を確実にするためにも、「対策基準」については原則として非公開とすることが望ましいため、従来の「セキュリティ規則」を「基本方針」のみの内容とし、新たに「対策基準」である「久留米市学校情報セキュリティ対策基準」を策定する。また、各校で策定する実施手順については、名称を「情報セキュリティ実施基準」から「情報セキュリティ実施手順」に改める。

4. セキュリティ規則の内容

- 組織の見直し：
 - ・ 総務省のガイドラインを参考に、名称を変更
 - ・ セキュリティに関し、CISO の補佐官である情報セキュリティ責任者を設置
 - ・ 情報システム管理者及び担当者を設置し、情報システムの物理的・技術的セキュリティを明確化



CSIRT (シーサート) 情報セキュリティ事故が発生したときの対応チーム

- 情報セキュリティ基準等で定めるべき項目等の明記
 - ・ 情報資産の分類
 - ・ 情報セキュリティ対策内容(人的・物理的・技術的・運用面)
 - ・ 情報資産の管理
 - ・ 情報資産の利用
- 違反者への対応、規則の評価・見直し等の明記

第 1 2 号 議 案

久留米市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

本市結核対策委員会の委員構成を弾力的に運用するため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

久留米市立学校結核対策委員会規則（平成17年久留米市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「3人」を削り、同項第3号中「2人」を削り、同項第4号中「3人」を削り、同項第5号中「1人」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

久留米市立学校結核対策委員会規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員会に、結核対策に関し専門的事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 久留米医師会の推薦する医師 <u>3人</u></p> <p>(2) 久留米市保健所長</p> <p>(3) 久留米市保健所長の推薦する医師 <u>2人</u></p> <p>(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者 <u>3人</u></p> <p>(5) 市職員 <u>1人</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員会に、結核対策に関し専門的事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 久留米医師会の推薦する医師</p> <p>(2) 久留米市保健所長</p> <p>(3) 久留米市保健所長の推薦する医師</p> <p>(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者</p> <p>(5) 市職員</p>

第13号議案

久留米市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月30日

教育長 堤 正則

提案理由

選定委員会の所掌事務を見直し、採択権者の権限を明確にすることにより、教科書採択手続の適正及び公正の向上を図るため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

久留米市教科用図書選定委員会規則(平成16年久留米市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(所掌事務)

第3条 選定委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、それぞれの教科用図書の内容等の特徴について、各種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに審議し、その結果について答申する。

第5条第1項第1号中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

第10条第1項を削り、同条第2項中「順位付けした3種程度の候補教科用図書を選定し、審議の経過、選定の理由及びその結果をとりまとめ」を「それぞれの教科用図書の内容等の特徴を詳細にとりまとめ」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「組織及び運営」を「所掌事務」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条中「候補教科用図書の選定をすべき」を削る。

第12条第1項第1号及び第2号中「に係る候補教科用図書の選定についての審議」を「の内容等の特徴についての審議」に改める。

第13条第1項中「前条第1項各号の」を削り、同条第3項中「第1項各号の」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

久留米市教科用図書選定委員会規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>久留米市教科用図書選定委員会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「市立学校」とは、市立の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>2 この規則において「教科用図書」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項(同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。)及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 選定委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、市立学校において使用する教科用図書として採択する教科用図書の候補となるべき教科用図書(以下「候補教科用図書」という。)の選定について審議する。</p> <p>2 選定委員会は、各種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに、順位付けした3種程度の候補教科用図書を選定するものとする。ただし、学校教育法第34条第1項に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び同法附則第9条の規定に基づき、使用することができることとされた教科用図書のそれぞれの候補となるべき教科用図書の選定(以下「附則第9条候補教科書等の選定」という。)については、各種目ご</p>	<p>久留米市教科用図書選定委員会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「市立学校」とは、市立の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>2 この規則において「教科用図書」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項(同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。)及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 <u>選定委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、それぞれの教科用図書の内容等の特徴について、各種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに審議し、その結果について答申する。</u></p>

<p>とに必要な数の教科用図書を選定するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 選定委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 選定委員会に、専門の事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門委員30人以内を置くことができる。</p> <p>(委員の任命等)</p> <p>第5条 委員及び専門委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 市立学校の校長、教頭及び教諭</p> <p>(2) 市立学校の児童生徒の保護者</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 教育委員会教育部の指導主幹、指導主任及び指導主事(以下「指導主幹等」という。)</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員又は専門委員となることができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 専門委員は、その者の任命又は委嘱に係る当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 選定委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員長は、選定委員会を代表し、その会務を総理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 選定委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 選定委員会に、専門の事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門委員30人以内を置くことができる。</p> <p>(委員の任命等)</p> <p>第5条 委員及び専門委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 市立学校の校長、<u>副校長</u>、教頭、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>及び教諭</p> <p>(2) 市立学校の児童生徒の保護者</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 教育委員会教育部の指導主幹、指導主任及び指導主事(以下「指導主幹等」という。)</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員又は専門委員となることができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 専門委員は、その者の任命又は委嘱に係る当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 選定委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員長は、選定委員会を代表し、その会務を総理する。</p>
---	---

<p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名したいずれかの1人が、その職務を代理する。</p> <p>(議事)</p> <p>第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>4 前2項の規定は、分科会及び部会(第14条に基づき分科会に置かれる部会を含む。)の議事に準用する。</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。</p> <p>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>6 前4項の規定は、第14条の規定に基づき分科会に置かれる部会に準用する。</p> <p>(部会の所掌事務)</p> <p>第10条 部会は、教育委員会が示す調査研究等の結果に基づき、全ての教科用図書の比較検討を行う。</p> <p>2 部会は、各種目ごとに、順位付けした3種程度の候補教科用図書を選定し、審議の</p>	<p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名したいずれかの1人が、その職務を代理する。</p> <p>(議事)</p> <p>第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>4 前2項の規定は、分科会及び部会(第14条に基づき分科会に置かれる部会を含む。)の議事に準用する。</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。</p> <p>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>6 前4項の規定は、第14条の規定に基づき分科会に置かれる部会に準用する。</p> <p>(部会の所掌事務)</p> <p>第10条 <u>部会は、各種目ごとに、それぞれの教科用図書の内容等の特徴を詳細にとりまとめ、選定委員会に報告するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、第14条の規定に基づき</p>
---	---

<p>経過、選定の理由及びその結果をとりまとめ、選定委員会に報告するものとする。ただし、第107条候補教科書等の選定については、各種目ごとに必要な数の教科用図書を選定し、選定委員会に報告するものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、第14条の規定に基づき分科会に置かれる部会の組織及び運営に準用する。この場合において、前項中「選定委員会」とあるのは、「当該部会の属する分科会」と読み替えるものとする。</p> <p>(委員及び専門委員の定数の特例)</p> <p>第11条 教育委員会が小学校教科用図書(教科用図書のうち市立の小学校及び特別支援学校の小学部において使用するものをいう。以下同じ。)及び中学校教科用図書(教科用図書のうち市立の中学校及び特別支援学校の中学部において使用するものをいう。以下同じ。)のいずれについても採択を行うべき年度(以下「同時採択年度」という。)に係る候補教科用図書の選定を審議すべき選定委員会の委員及び専門委員の数は、委員については第4条第1項の規定にかかわらず30人以内と、専門委員については同条第2項の規定にかかわらず60人以内とする。</p> <p>(分科会の設置)</p> <p>第12条 同時採択年度に限り、選定委員会に、次に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、選定委員会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 小学校教科用図書分科会 小学校教科用図書に係る候補教科用図書の選定についての審議</p> <p>(2) 中学校教科用図書分科会 中学校教科用図書に係る候補教科用図書の選定</p>	<p><u>分科会に置かれる部会の所掌事務に準用する。この場合において、前項中「選定委員会」とあるのは、「当該部会の属する分科会」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委員及び専門委員の定数の特例)</p> <p>第11条 教育委員会が小学校教科用図書(教科用図書のうち市立の小学校及び特別支援学校の小学部において使用するものをいう。以下同じ。)及び中学校教科用図書(教科用図書のうち市立の中学校及び特別支援学校の中学部において使用するものをいう。以下同じ。)のいずれについても採択を行うべき年度(以下「同時採択年度」という。)に係る選定委員会の委員及び専門委員の数は、委員については第4条第1項の規定にかかわらず30人以内と、専門委員については同条第2項の規定にかかわらず60人以内とする。</p> <p>(分科会の設置)</p> <p>第12条 同時採択年度に限り、選定委員会に、次に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、選定委員会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 小学校教科用図書分科会 小学校教科用図書の内容等の特徴についての審議</p> <p>(2) 中学校教科用図書分科会 中学校教科用図書の内容等の特徴についての審議</p>
--	---

<p>についての審議</p> <p>2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 選定委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって選定委員会の議決とすることができる。</p> <p>(分科会の役員)</p> <p>第13条 前条第1項各号の分科会ごとに、分科会長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。</p> <p>2 分科会長は、その属する分科会の事務を掌理する。</p> <p>3 第1項各号の分科会ごとに、副分科会長2人を置き、分科会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。</p> <p>4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名したいずれかの1人が、その職務を代理する。</p> <p>(分科会の部会)</p> <p>第14条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第15条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年3月14日教育委員会規則第46号)</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 選定委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって選定委員会の議決とすることができる。</p> <p>(分科会の役員)</p> <p>第13条 分科会ごとに、分科会長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。</p> <p>2 分科会長は、その属する分科会の事務を掌理する。</p> <p>3 分科会ごとに、副分科会長2人を置き、分科会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。</p> <p>4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名したいずれかの1人が、その職務を代理する。</p> <p>(分科会の部会)</p> <p>第14条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第15条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年3月14日教育委員会規則第46号)</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>
---	--

<p>附 則(平成17年3月28日教育委員会規則第50号附則第2項)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第2号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年3月17日教育委員会規則第4号) この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則(平成17年3月28日教育委員会規則第50号附則第2項)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第2号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年3月17日教育委員会規則第4号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則(平成29年3月30日教育委員会規則第 号)</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>
--	--

第 号議案

久留米市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

選定委員会の所掌事務を見直し、採択権者の権限を明確にすることにより、教科書採択手続の適正及び公正の向上を図るため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

久留米市教科用図書選定委員会規則（平成16年久留米市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第3条 選定委員会は、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、それぞれの教科用図書の内容等の特徴について、各種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに審議し、その結果について答申する。

第5条第1項第1号中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

第10条第1項を削り、同条第2項中「順位付けした3種程度の候補教科用図書を選定し、審議の経過、選定の理由及びその結果をとりまとめ」を「それぞれの教科用図書の内容等の特徴を詳細にとりまとめ」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「組織及び運営」を「所掌事務」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条中「候補教科用図書の選定をすべき」を削る。

第12条第1項第1号及び第2号中「に係る候補教科用図書の選定についての審議」を「の内容等の特徴についての審議」に改める。

第13条第1項中「前条第1項各号の」を削り、同条第3項中「第1項各号の」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第14号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成29年3月30日

教育長 堤 正則

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、特別支援学校1校、高等学校2校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		氏 名
	氏 名	所属及び経歴	
久留米 商業 高等 学校	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	橋本 安彦
	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長	金子 祐幸
	古賀 三貴	(有)ノーブル 代表取締役	古賀 三貴
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	石内 孔治
	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会 「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生	萬代 良重
南筑 高等 学校	野瀬 修一	元PTA会長	野瀬 修一
	田坂 公	久留米大学商学部教授	田坂 公
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長	角 栄子
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長	緒方 徹
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長	武部 眞雄
久留米 特別 支援 学校	家村 明子	久留米大学医学部小児科医師 久留米市教育委員会すくすく発達相談室・幼 児教育研究所相談員	上野 勝旦
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	古賀 俊彦
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	野瀬 修
	深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理 事	深川 和美
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長 元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼 特別支援教育室長	藤野 薫
	野瀬 修	社会福祉法悠光会総括管理者 久留米市障害者支援施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長	矢野 井史
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担 当者	

は新任評議員

新名簿
所属及び経歴
(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長
(有)ノーブル 代表取締役
久留米大学商学部名誉教授
久留米商業高等学校同窓会代議員
元PTA会長

久留米大学商学部教授

(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長
中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長
御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長
南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
南校区津福自治会会長
社会福祉法悠光会総括管理者 久留米市障害者支援施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長
元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事
久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者
県教育長北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元 県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 1 5 号 議 案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正 則

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の辞任のため、その後任委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

校 区	氏 名	任 期
東国分校区	笠 純代	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
山川校区	池淵 さをり	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
大城校区	小坪 貴之	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日

久留米市スポーツ推進委員の辞任及び委嘱について

辞任

校区・地域	氏名	年齢 / 性別	経年	辞職理由
東国分校区	末次 幸代 (スツグ サチ)	52 / 女	4	一身上の都合
山川校区	主計 由紀子 (カヅ I ユキ)	44 / 女	5	一身上の都合
大城校区	【欠員】			

委嘱（平成29年4月1日付）

校区・地域	氏名	年齢 / 性別	推薦理由
東国分校区	笠 純代 (リュウ スミ)	49 / 女	中学校で体育教師としての経験もあり、校区行事等にも積極的に参加・協力しており適任と考える。
山川校区	池淵 さをり (イヅチ サリ)	45 / 女	校区振興会事業、PTA 活動に積極的に参加され、校区民の信頼も厚く指導力も優れている。
大城校区	小坪 貴之 (コツボ 効キ)	37 / 男	約20年間、北野町（4校区）主催の体育行事に全て参加。 大城校区内筒井自治会の現体育部長。

久留米市スポーツ推進委員の構成（3/1 現在）

定数113人中110名。（欠員：3名）

日吉校区1名、津福校区1名、大城校区1名の計3名が欠員。

欠員については、校区に推薦を依頼しており、校区内で人選中とのこと。

110名中 女性スポーツ推進委員数 38名 女性委員登用率 約34%

年齢は、33歳から79歳と幅広く、平均年齢は55.7歳。

30歳代：5名 40歳代：25名
50歳代：34名 60歳代：41名 70歳代：5名

経験年数の平均は約9年。（最長は49年）

スポーツ基本法

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

久留米市スポーツ推進委員に関する規則

（職務）

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

（1）市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。

（2）市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。

（3）学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。

（4）スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。

（5）スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、113人以内とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

H29.3.15からH29.4.16 受付分まで

日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1 平成29年7月17日(月・祝) 13:00～15:30	精華女子高等学校吹奏楽部演奏会	ちくご菜の花ライオンズクラブ	石橋文化ホール	後援	学校教育課
2					

	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課

第36回 全国中学生人権作文コンテストについて

1 概要

田主丸中学校3年 栗木 乃愛（くりき のあ）さんが、第36回全国中学生人権作文コンテストにおいて、全国で2位の法務大臣賞を受賞した

2 受賞者

田主丸中学校3年 栗木 乃愛（くりき のあ）

3 主催

法務省，全国人権擁護委員連合会

4 後援

文部科学省，一般社団法人日本新聞協会，日本放送協会，公益財団法人日本サッカー協会

5 協賛・協力

公益財団法人人権教育啓発推進センター，公益財団法人人権擁護協力会，公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

6 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

7 その他

平成26年の第34回の同コンテストでは、当時、田主丸中学校3年の行徳 美那（ぎょうとく みな）さんが法務大臣賞を受賞している。